

御宿町告示第50号

平成24年御宿町議会第4回定例会を次のとおり招集する。

平成24年11月12日

御宿町長 石 田 義 廣

記

1. 期 日 平成24年11月19日

1. 場 所 御宿町役場議場

平成24年第4回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成24年11月19日（月曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 常任委員会視察報告
日程第 5 一般質問
日程第 6 議案第 1号 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第 7 議案第 2号 平成24年度御宿町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 8 議案第 3号 平成24年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 9 議案第 4号 平成24年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第 5号 平成24年度御宿町一般会計補正予算（第4号）
日程第11 発議第 1号 御宿町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第12 発議第 2号 御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 発議第 3号 御宿町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
日程第14 請願第 4号 高山田鳥打戸堰漏水復旧工事に関する請願書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 動議 御宿町町長選挙の日程変更について

追加日程第2 発議第4号 高山田鳥打戸堰漏水復旧工事に関する意見書の提出について

出席議員（12名）

1番 大野吉弘君

2番 新井明君

3番 石井芳清君

4番 中村俊六郎君

5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
7番	大地達夫君	8番	小川征君
9番	瀧口義雄君	10番	滝口一浩君
11番	貝塚嘉軼君	12番	白鳥時忠君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	渡辺晴久君
建設環境課長	佐藤昭夫君	税務住民課長	大竹伸弘君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	米本清司君

事務局職員出席者

事務局長	岩瀬由紀夫君	係長	市東秀一君
------	--------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成24年第4回定例会が招集されました。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

なお、石井議員には、少しおくれるという連絡がありましたので、その辺、ご了承願いたいと思います。

これより平成24年11月招集御宿町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定をお願いいたします。

（午前10時00分）

◎会議録署名人の指名について

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。5番、土井茂夫君、6番、伊藤博明君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日1日限りとし、議長から諸般の報告及び石田町長から今定例会に提出された議案に関する提案理由の説明と諸般の報告を求め、滝口総務委員会委員長から常任委員会視察報告を求めた後、2名の一般質問を行い、議案第1

号から第5号について、順次上程の上、質疑の後、採決を行い、発議第1号から第3号及び請願第4号の審議を行います。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとし、諸般の報告、常任委員会視察報告、2名の一般質問を行い、議案質疑・採決及び発議、請願の審議をすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長(中村俊六郎君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、初めに私から議会の諸般の報告を行います。

今月18日から20日までの第3回定例議会において、一般会計、特別会計の決算認定及び補正予算等の審議を行いました。

18日に第3回総務委員会協議会において常任委員会視察について、20日に第10回議会改革と政策提言委員会において住民と議会の懇談会実施について協議いたしました。

25日、総合計画策定委員会に出席しました。

10月5日から7日まで、メキシコ合衆国テカマチャルコ市長をお迎えし、歓迎レセプション、サン・フランシスコ号追悼式等の日西墨友好の絆記念日行事に参加しました。

5日に広域ごみ処理施設建設推進委員会、10日に国保国吉病院組合議会定例会に出席いたしました。

11日に、第11回議会改革と政策提言委員会において、商工会と議会の懇談会について協議し、同日、町づくり推進委員会に出席しました。

16日に常任委員会視察を実施し、流山市議会において、議会改革の取り組みについて、議会基本条例やICT推進基本計画について、茨城県ひたちなか市にある国営ひたち海浜公園において、施設概要や運営について視察しました。

19日に普通町有財産活用検討委員会、総合計画策定委員会に出席しました。

22日に商工会と議会の懇談会を実施し、「商工会の現状と課題及び町への要望」をテーマに、長引く不況の中での大型店への消費者の流出、後継者問題など、多くの課題について、また、その改善点等について意見交換を行いました。

25日に布施学校組合議会定例会に出席し、決算の認定及び補正予算について審議し、29日に夷隅環境衛生組合議会定例会に出席いたしました。

31日に教育民生委員会学校訪問において、施設設備の現況と教育活動について視察し、その問題点、要望事項について意見交換を行いました。

11月1日に広域ごみ処理施設建設等事業者選定委員会に出席し、2日に国民健康保険運営協議会に出席しました。

5日に議員協議会を開催し、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う議会関係条例・規則の改正等について協議し、7日に第12回議会改革と政策提言委員会を開催し、各種団体との懇談会等について協議しました。

9日に千葉県町村議会議長会定例会及び議長・副議長研修会に出席し、13日に広域ごみ処理施設建設等事業者選定委員会に出席しました。

14日に町村議会議長全国大会に参加し、16日に千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会に出席しました。

以上で議会の諸般の報告を終わります。

続きまして、今定例会に際し、石田町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに、平成24年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりをいただき誠にありがとうございます。

本定例会にご提案いたします案件は、一部事務組合の規約改正に伴う協議1件と各会計補正予算案4件の計5議案のご審議をいただくことといたしましたが、開会に先立ちまして、議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会にご提案いたします議案の概要について説明申し上げます。

議案第1号 千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、千葉県市町村総合事務組合の構成団体である大網白里町が、平成25年1月1日から市制を施行し大網白里市になることから、千葉県市町村総合事務組規約の一部改正について、地方自治法第290条の規定により、本町議会の議決を求めるものでございます。

議案第2号 平成24年度御宿町水道事業会計補正予算(案)第2号につきましては、御宿町浄水場における機器の能力低下を補うため、実施する修繕に係る修繕費及び臭気除去に使用

する薬品費、施設修繕に係る設計管理委託費、施設の故障対応等に係る職員の時間外手当、地方公営企業会計制度改正に伴う固定資産台帳整理に係る委託費用を補正するものでございます。収益的収入及び支出予算の営業費用を583万5,000円追加し、水道事業費用予算総額を2億9,168万8,000円とするものでございます。

議案第3号 平成24年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号につきましては、歳入歳出ともに4,676万2,000円を追加し、補正後の予算総額を12億6,387万3,000円とするものです。主な内容は、国民健康保険税の減額と国保担当職員の共済費増額及び保険給付費の伸びによる増額により補正をお願いするものです。

なお、本補正予算につきましては、去る11月2日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第4号 平成24年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第3号については、歳入歳出ともに885万5,000円を追加し、補正後の予算総額を8億4,997万1,000円とするものです。今後、介護給付費に不足が生じることが予測されますので、追加補正をお願いするものです。

議案第5号 平成24年度御宿町一般会計補正予算（案）第4号については、歳入歳出ともに1,800万円を追加し、補正後の予算総額を35億7,178万5,000円とするものです。

なお、内容は、福祉における扶助費や法改正に伴う予防接種経費の追加、さらには旧教職員住宅の解体に係る設計費のほか、役場庁舎の雨漏り改修や各種施設の修繕等について補正を行っております。補正財源といたしましては、扶助費や予防接種経費などにかかわる国・県支出金のほか、平成23年度からの純繰越金を充て収支の均衡を図りました。

次に、諸般の報告をさせていただきます。

10月5日に、ドン・ロドリゴ長官の出生地でありますメキシコ合衆国プエブラ州テカマチヤルコ市のルベン・バルカサル市長夫妻一行が来町されました。歓迎レセプションを初め、7日に行いました追悼式にもご参加をいただきました。中村議長並びに議員の皆様には、あいにくの雨の中、ご参加ありがとうございました。10日には、国保国吉病院組合議会定例会が招集されました。11日には、町づくり推進委員会を開催し、活動内容を総括いたしました。13日には、保育所の運動会を実施いたしました。14日は、町のミヤコタナゴ保護活動に大変お世話になっております観音崎自然博物館で举行されました世界初マダイ種苗生産成功50周年記念式典に、伊藤議員並びにミヤコタナゴ保存会の皆さんとともに参加し、一言お祝いを申し上げてまいりました。15日には、スペインナショナルデーの公式レセプションにお伺いし、これから行う予定のスペイン関係文化事業への協力を要請してまいりました。17日には、県

庁において開催された知事と市町村長との意見交換会に参加し、町の道路行政について要望方々意見発表を行いました。18日には、区長会議を行いました。19日には、町有財産活用検討委員会と総合計画策定委員会を行いました。25日には、布施学校組合議会定例会、29日には、夷隅環境衛生組合議会定例会が招集され、議案は原案のとおり可決されました。

11月2日には、国保運営協議会を開催し、本定例会上程議案についてご審議いただきました。3日は、公民館において文化祭を開催いたしました。6日は、郡市負担金審議特別委員会が招集されました。9日には、合同七つ子祝いを挙行し、45名のお子さんの成長を保護者の皆さんとともに祝いいたしました。11日には、町消防団の球技大会が開催され、団員相互の親睦を図りました。17日には、布施小学校におきまして布施まつりが開催され、子供たちと地域の人々との和やかなふれあいの場を持つことができました。18日には、定住化促進バスツアーを実施し、東京、千葉方面から41名の参加があり、農業の芋掘り体験や漁船の遊覧体験など自然体験をしていただき、御宿町の魅力をアピールいたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

本定例会にご提案いたします議案の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして、適切なるご議決をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 以上で諸般の報告を終わります。

石井議員が見えましたので、出席議員は12名です。

◎常任委員会視察報告

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、常任委員会視察報告について、総務委員会委員長、瀧口義雄君から常任委員会視察報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

登壇の上、報告願います。

9番、瀧口義雄君。

（総務委員会委員長 瀧口義雄君 登壇）

○総務委員会委員長（瀧口義雄君） 瀧口です。

常任委員会視察報告をいたします。

平成24年度常任委員会視察につきまして報告させていただきます。

例年実施しております常任委員会の研修視察を、本年度は総務委員会が主として、先月の

16日に流山市議会にて議会基本条例とICT推進基本計画について、また、茨城県ひたちなか市の国営ひたち海浜公園にて、施設概要と運営について実施いたしました。

流山市は、行政面積35平方キロメートル、人口は16万6,000人、つくばエクスプレスの影響で毎年2,000人の人口増加があるということです。平成24年度の当初予算は442億円です。また、議員定数は28名、事務局職員は再任用職員1名を入れて10名です。

議会基本条例は、平成21年3月24日制定、同年4月1日施行で自治基本条例と同時に可決しました。

大きな3本の柱として、1、市民に開かれた議会2、議員同士が討論する議会3、自ら行動し、執行機関と切磋琢磨する議会とし、議会報告会の実施義務や説明員から議員への反問権の付与、また、議員自らが議会の活動計画を議論し、議会費の予算要望書を作成することの規定や専門的知見の積極的な活用を規定しています。反問権については、実際の反問権の使用状況が映像で示され、市長と議員の緊迫した様子が見られました。

御宿町においては、傍聴人へのモニターテレビの設置や議案の配布、また、今年度から実施している各種団体との懇談会の実施など、議会基本条例の制定を視野に入れながら、開かれた議会の推進と豊かな町づくりの実現に向けて着実に前進したいと考えています。

流山市議会は、平成23年3月、ICT（情報通信技術）推進基本計画の実施を決議しました。それ以前からも、本会議や委員会におけるインターネット中継やスマートフォンを利用した電子採決方式の導入がなされ、決議後には、委員会のユーストリーム中継や一般質問時における議場へのパソコン等の持ち込みの許可などが実施されてきました。

ICTを活用することは議会と住民をつなぐ有効な手段ではありますが、団体の規模により費用対効果を考えて電子化への取り組みをして、実施する事業の選択をする必要があると考えます。

流山市議会は、平成23年度における議会改革度で全国1位になるなど、全国からの視察が絶えない状況です。今後も、その改革状況を見守りながら、御宿町の参考にしていきたいと考えています。

国営ひたち海浜公園は、首都圏におけるレクリエーション需要の増大に対処するために国が設置する公園で、都心から約110キロ、茨城県水戸市に隣接するひたちなか市にあり、JR常磐線勝田駅から東に6キロの太平洋沿岸に位置しています。面積は191ヘクタール、東京ドーム41個分にあたります。開園は午前9時30分から午後5時までです。夏は午後6時まで、冬は午後4時30分までです。休園は月曜日です。入園料金は15歳以上が400円、65歳以上が200

円、小中学生が80円です。

「海と空と緑が友だち 爽やかな健康体験」を基本テーマに、公園内には幼児向け遊園地のプレジャーガーデン、四季折々の花が咲くフラワーガーデン、ひたちなか市で最も標高が高く花や太平洋が一望できる見はらしの丘、自然の森や散策路、サイクリングコース、その他、飲食店や売店、多くのイベントやコンサート、体験教室などが用意されています。シーサイドトレインに乗れば、1日500円で園内10カ所の停留所で乗り降り自由です。

公園の利用状況は、平成22年度で145万9,000人、平成23年度は東日本大震災や原発事故の影響により98万人と客数が32%減少しています。利用者のニーズ調査、ホームページの情報発信、情報誌の発刊、ポスターの配布、JRや他の交通機関及び地域施設との連携による広報により、利用客も回復してきています。

公園における管理運営については、少子高齢化、人口の減少、財政の逼迫、癒し、心の豊かさ、環境保全などの社会や価値観の動向を見定め、整備方針として、1、茨城県観光を索引する大規模花修景のブランド価値の維持、向上2、健康、文化、環境学習など多様なプログラムの充実による利用者の満足度向上3、自然とのふれあいや農村文化に親しめる新たな魅力の創出（里山散策路、みはらしの里）4、利用者満足度が低い施設の改善（トイレ、雨天対応施設、駐車場増設等）5、老朽施設の計画的な更新、改修を掲げています。

管理運営の体系は、海浜公園事務所の下に委託契約をした会社や団体、その下に営業契約した会社やボランティア団体があります。

管理業務の内容は、運営管理として、利用者サービス、広報活動など、維持管理として植物管理、施設管理などがあります。また、公園の整備として、新規エリアの整備など特定公園施設の設置、管理運営としての売店、駐車場、乗り物などがあります。

この公園の規模で御宿町に建設することは無理ですが、まるごとミュージアムのように、御宿町全体を海浜公園に例えた場合には、取り入れ可能な部分や情報発信の方法など、また、既存の施設の管理運営などにおいて、参考にすべきところが多くありました。

研修に際しましては、大変多忙なところ、流山市議会の藤井副議長、松田議員、かさほら議員及び議会事務局のご出席をいただきました。また、ひたち海浜公園では佐藤所長のご出席をいただき、御宿町では、執行部から藤原産業観光課長、渡邊企画財政課長補佐に同行いただき、大変有意義な視察とすることができました。

今回の視察に関しては、報告書を事務局に提出してあります。ご覧ください。

また、この視察に関して、岩瀬事務局長及び市東係長には大変お世話になりました。ありが

とうございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 以上で常任委員会視察報告を終わります。

◎一般質問

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない関連質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 貝塚嘉軼君

○議長（中村俊六郎君） 通告順により、11番、貝塚嘉・君、登壇の上、ご質問願います。

（11番 貝塚嘉軼君 登壇）

○11番（貝塚嘉軼君） ただいま議長より一般質問のお許しをいただきましたので、通告に従ってお聞きしていきたいと思えます。

思えば、今年の過ぎた夏におきましても、天候には大変恵まれましたけれども、景気そのものについては、観光関連の業者にとっては一昨年よりもむしろ厳しい状況であったのではなかろうかと、そのように感じました。

私は6月議会において、石田町長に、今年度の活性化対策としてご用意している考えはありますかとお尋ねしたところ、今年度については特別にない、皆さんの努力をお願いしますというようなお答えをいただきました。一昨年のあの東日本大震災におきましては、いち早く対策を講じていただいて、貴重な財政の中から、観光振興のために補正を組みながら援助をしていただきました。よって、思った以上、思っていたよりは効果があつて、まあまあと。まあ今年はいくつになつてしまつたけれども、先ほど申したとおり、大変厳しかったということで、やはり御宿町の財政や御宿町町民の心を支えて、安心して住める町は、やはりこの御宿の季節における活力が皆さんの力となつて、また、支えとなつて元気な町が運営されていくなど、そのようにつくづく感じた年でございます。

よって、私はここに、平成25年度予算編成方針についてお尋ねしたいと思います。

しかしながら、首長の4年に一度の改選年であります。よって、なかなか来年度予算について、町長がこのようにしていきたいというはっきりした、明確にした事業というものはなかなか打ち出せないような状況下にあるということで、私がお聞きしたいのは、いつもと違って、やはり継続経費は、もうこれはどなたが首長になっても今の状況というものはそう変わるものではないと。そういう中で、変わろうとするものは、やはりこの景気の悪さをどう後退していくか、そのためにどういう投資的経費を注入して活性化していくかというのが、大きな予算組みの中で求められるものじゃないかと思っております。

よって、経常経費は通常、毎月、監査委員の方たちが報告していただいて、私たちは常にその状況というものは把握しておりますけれども、やはり来年度、今年の景気が悪かった部分についての税収はどうなっていくだろうか、あるいは、このような状況で進んでいったら御宿町はどうなっていくてしまうんだらうと。それは、やはり今、国政が、衆議院が解散されましたけれども、なかなか国政においてもしっかりとした目標が定められていないで、きのう言ったことと今日言ったことが違うような、そういう国があるから首相が解散したわけですが、御宿町においても、やはり私は、基本的には国の交付税を頼りにしなければならないような予算でございますので、また、幾らこうしたい、ああしたいと言っても、自主財源がそこに伴ってこないと思切った政策は打てないだらうと重々承知の上で、25年度の予算編成についてどのように考えているかをお尋ねしたいと思っております。

ですから、できれば、おおむねの活性化対策として、投資的経費をこのようにしていきます、新しい事業を取り入れた中でというような考えを持つそれぞれの課もあらうかと思えます。その辺について二、三、私が活性化対策としてお願いしたいというのは、やはり観光関係の担当者であらうかなと思えますので、総体的には企画財政課長からお答えをいただいて、なおかつ、観光対策としては観光担当課長に、少しでも町民が希望の持てる事業案があればお聞きしたいというふうに御質問をしたいと思えます。

最初に、企画財政課長、お願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、予算編成全般につきまして企画財政課でお答えさせていただきます。

平成25年度は第4次町総合計画の初年度でございます、来年度の予算編成につきましては、これまでの策定委員会、また、懇談会でいろいろ議論いただいた、それをまとめた総合計

画策定委員会からの答申を十分に踏まえて、一たんは各課へ12月12日までに要求するよう指示しております。しかし、12月に町長選挙が実施されますことから、その後に、実施する施策や優先順位について選挙で選ばれました町長にご判断をいただくため、時期的には例年よりずれ込むものと考えております。

あわせて、歳入面では、国は8月の時点で、平成25年度の地方交付税は前年度比1.5%減という中長期財政フレームが一たんは示されておりますが、衆議院が解散されまして、国の予算編成も選挙後となり、自治体の予算編成を参考とする国の地方財政計画も公表がずれ込むということになっております。

また一方で、11月に入りまして、内閣府からの発表では、政府は、国の景気判断を引き下げ、後退局面に入ったという可能性を示していることから、地方税等の増額が見込まれない厳しい予算編成になると考えております。

これらを踏まえての予算編成となりますが、今までの1年間でご議論いただいた意見を充分反映させるべく努力したいと認識しておりますが、現時点ではまだ、各課の主要事業については、予算編成の段階ですので明確にご説明できないということと、あわせまして、選挙後にご指示をいただくということになりますので、その辺についてご理解をいただきたいと思っております。

○11番（貝塚嘉軼君） あらかじめそのような予算組みしかできないだろうと思ってはいましたけれども、その中においても、私は特に、先ほども申しましたが、来年度の観光施策につきましては、今年度のような昨年と比べてマイナスされることのないように、ぜひ、やはり御宿町は観光が中心柱だという、これは町民の多くの人が皆さん認識しております。ですから、これについては、私はいかなる状況にあろうとも観光振興のために減額予算を組むようなことのないように切にお願いします。

これにつきましては、ぜひ観光課長から一言お聞きしたいんですけれども、どのような考えでいますか。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、新年度予算の編成作業につきましては、具体的にはこれから作業に入りますが、新年度の新たな活性化対策事業として2つの事業を進める予定です。

1点目は、今年度実施したライフセービング大会が、平成25年度から開催条件として、9月5日から29日の2週間で全日本ライフセービング東日本予選大会、国際ライフセービング連盟公認のインターナショナルサーフレスキューチャレンジ、また、全日本学生ライフセービング選手権大会の3大会を同一会場にて開催する方針が示されております。開催候補地として、

御宿町を含めた和歌山県、愛知県、新潟県の4県が開催候補地として挙げられています。

平成25年度に開催された開催地は、加盟国50カ国、約3,500人のライフセーバーが参加する国際大会を2018年に誘致を進めており、約10日間で行われる大会期間中、国際ライフセービング連盟の総会や国際会議、公式競技で使用できるプールなど、充分開催能力のある地域であることが条件となっております。予算面や会場面からも御宿町単独での誘致活動が不可能なことから、千葉県や関係する市町村と協力した誘致活動を行い、全国第2位の海水浴場を保有する千葉県全体のイメージアップや自然豊かな美しい海岸、また、1609年、岩和田村民総出で人命救助を行った史実を国際ライフセービング連盟加盟国へ情報発信を図りたいと考えています。

2点目としては、第13回伊勢海老祭りも無事終了し、千葉県等の協力により定着したものと考えておりますが、イセエビは、旬や単価の問題から参加できない飲食店も想定され、千葉県産業振興センターの助成事業を活用した、農商工連携による1年間を通して、すべての飲食店等が参加可能な、かき揚げを使った活性化対策を進めていきたいと考えています。

また、海水浴場等の管理運営費やイベント等の予算については、平成24年度より創設された「がんばろう！千葉」市町村交付金特別枠を効果的に活用した要望を行う予定で考えていますので、よろしく申し上げます。

○11番（貝塚嘉軼君） 今、お答えというか、来年度の観光の主な利用として、活性化の事業としては、ライフセービングの3つの大会が当町において実施される予定であると。これは非常に、今までライフセービングにかかわってきた宿泊関係者その他の観光関係者におきましては、大変な規模の大きい事業だなと感じております。

今年は私も、今までにないライフセービングに対する学生が、やはり御宿で開催することによって、自分たちの知名度が上げられるということで、大会前においては、そろって合宿をして、我々宿泊関係者にとっては非常に予想もしていなかった一つの事業となって、夏の悪かった海水浴客の減少を少しばかりそれによって安堵させてくれたような事業でございます。そういう大会でございますので、ぜひ、これはやはり町挙げての誘致をお願いしたいなど。

その秋の時期に、伊勢海老祭り等も同じ時期に重なりますけれども、しかし、これは、この大会を逃すと、やはり大変な収益を見込まれるものがなくなるということで、世界大会等が開催されるのであれば、やはり億単位の金が動くというような話も聞いております。よって、その下調べということでございますので、これにつきましては全力を挙げて、千葉県御宿町にこの大会が催されますように、ぜひ課長にはお願いしたいと考えます。

次に、平成24年度における重点事業の進捗状況についてちょっとお尋ねしたいと思います。

それぞれ予算が成立した中で提案された事業を実施してこられたと思います。まだ、12月、1月、2月、3月、4カ月間事業期間がございますけれども、今の状況はどのようになっているか。特に、当初事業はもとより、途中で予算をつけて補正でこの事業をやりましたと。それによって、やはり町民が喜びましたとか、あるいはやってもらってよかったというような、やはり優先順位等があった中で、繰り上げ順位を優先して、補正を組んで事業したようなものがあれば、ひとつお聞きしたいなと思っております。

特に、御宿高校の跡地の購入について、その後の土地の利用等については、さんざん議会でもお話ししてきたし、また、この後、石井議員が詳しく質問するようになっておりますので、その辺については省かせてもらいますけれども、どうでしょうか、主に掌握している企画財政課長、あるいは総務課長、どちらでも結構です、そういう報告をしておいたほうが良いなというような状況、事業があれば、ひとつご説明をお願いしたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） それでは、各課ごとに主要事業についてご報告させていただきたいと思っております。

まず、総務課における平成24年度の重点事業についてご説明を申し上げます。

行政班の取り組みといたしましては、サンデーオープンにつきまして、これまでの利用実績を踏まえ、4月から制度として実施をしております。住民懇談会につきましては、6月8日、9日の2日間にわたり3会場において、ごみ袋制導入についてを議題に開催し、合計48名の参加をいただきました。

職員研修につきましては、地域主権改革が進められる中、職員一人一人の資質の向上を図るため、スキルアップ研修、分野別の研修などに加え、今年度は、新たに千葉県市町村課への1年間にわたる派遣研修、国土交通省主催の防災担当者の研修参加や自衛隊体験入隊を実施するなど、より充実した職員研修を実施しております。

選挙事務につきましては、12月16日に実施予定の御宿町長選挙、また、衆議院議員総選挙及び国民審査、来年3月までには千葉県知事選挙、農業委員会選挙が予定されており、公明かつ適正な選挙の執行に向けて準備を進めておるところであります。

監査におきましては、監査計画に基づき、法令等に合致し、かつ予算議決の趣旨に沿ってなされているかを主眼として各種監査等を実施しております。

防災総合対策班の取り組みといたしましては、地域防災計画の見直しを進めております。計

画策定業務について、指名競争入札により委託業者への発注を4月に実施し、6月22日に第1回防災会議を開催し、現在、3月定例議会への上程を目標に作業を進めております。

災害備蓄品につきましては、補正予算を含め発注は完了しております。

津波対策として整備を進めております標高標示看板につきましては、町内35カ所について10月に発注が完了しております。

御宿台防災無線子局整備につきまして、既に発注をし、早期整備を進めているところであります。

このほか、消防団や自主防災会を初め、関係団体の協力により、実践に即した避難訓練、防災訓練を実施しております。

交通防犯につきましては、交通安全キャンペーン、教室の開催、夏期交通安全対策や防犯パトロールの実施など、安全で安心な町づくりを進めております。

町内防犯灯のLED化事業につきましては、年内に完成の予定であります。LED防犯灯108基、予算額は360万円で、町内の防犯灯につきましては、水銀灯を除きほぼ100%の整備となります。

以上が総務課の24年度の主要事業の進捗状況であります。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） まず、一般会計全体の進捗状況でございますけれども、10月末の時点で一般会計全体の執行状況は66.95%で、前年度の同時期60.32%と比較しまして6.5ポイント執行率で上回っております。

企画財政課の平成24年度における重点事業の進捗状況でございますが、議会を初め多くの住民の皆様にご協力をいただき、25年度から始まります第4次総合計画の策定を進めております。策定のための住民アンケート調査を実施いたしまして、5回の策定委員会と施策ごとの3つの懇談会を各3回開催し、各懇談会での議論をもとに策定委員会から町に答申をいただいているところでございます。

また、定住化の施策の促進といたしまして、産業観光課と連携し、7月と昨日11月18日にモニターツアーを実施しております。これについては、横浜、千葉、東葛方面の住民の方を対象に実施いたしました。定住化のモニターツアーには、7月に27名、昨日の実施には41名の方がそれぞれ参加されております。

続きまして、協働施策の推進としまして、昨年度から実施しましたボランティア活動の推進と住民参加による町づくりの推進をするため、活動支援として、らくだポイントを付与するな

ど、現在10のボランティア活動と協働の町づくりを推進しております。また、都市部との情報基盤格差解消と定住化対策の一環としまして実施いたしました町の光ファイバーには、10月末時点で741件の加入がございまして、毎月15件以上のペースで増加しているという状況でございます。

続きまして、町地管理の関係で、町地の地図確定につきましては、3カ年事業として、初年度となります本年度24年度は、まず対象となる筆の外周を確定する作業として六軒町先の境界画定業務及び地積更正登記、地図訂正処理業務を進めておるところでございます。23年度からの繰り越しで実施しました御宿高校については、6月に議決をいただき、7月には登記を完了している状況でございます。

○11番（貝塚嘉軼君） 今、2人の課長から進捗状況につきましてお聞きしましたけれども、教育課長にお尋ねしますが、中学校の屋内運動場工事の進捗ということでちょっと、今日までの状況と、それから、見通しとして、予定どおり実施される、間違いなく卒業式には卒業生をそこで送り出すことができるのかどうか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 御宿中学校屋内運動場及び柔剣道場改築工事は、現在アリーナ2階部分と柔剣道場1階部分の躯体工事を行っておるところです。10月末の工事出来高につきましては26%ということで、東日本大震災の復興工事が本格化して、そちらのほうに職人が流れるというような傾向がありまして人員の確保に手間取ったことなどから、計画値の28%に比べて若干のおくれとなっております。今後は、12月末を目安に屋根組み、それから、1月から外装、内装の仕上げ工事を行い、2月中に屋内運動場等の本体工事を終了する予定でございます。

今後も、東日本大震災の復興等が影響することも予想されますが、予定どおりに工事を完了させ、新しい体育館で今年度の卒業生を送っていきたいと考えております。

なお、既存の体育館の柔剣道場の解体、外構工事につきましては、年明けの1月末から3月末にかけて実施する予定になっております。解体工事の開始に伴いまして、2カ月間体育館の使用ができず、体育や部活動などで生徒の皆さんに不便をかけることとなりますが、学校とも充分協議をして、できる限り教育活動に支障がないように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（貝塚嘉軼君） ぜひ、生徒の安全というものに充分注意をして解体作業もやっていただきたいと思います。

24年度の事業進捗状況については、今聞いたような形で終わりたいと思います。

中学校における指導や対策についてということで、二、三、お聞きしたいと思います。

まず、小中学校におけるいじめ対策、これは、現在そのようなことがあるのかないのか、また、いじめに対する指導等どのように行っておるのかお聞きしたいと思います。

ついでに、長期休学児童が、当町におきましては小中合わせてどのぐらいの方がおるのかなと思いますので、それもできれば、お答えしていただける範囲内で結構ですので、お答えをいただきたいなど。

それと、児童の、中学生はあれですけれども、中学生もそうなんです、特に小学生におきましては、学校にいる時間外、その後は家庭の教育義務にあたるんでしょうけれども、学校としても、やはり時間外指導というものの教育は必要じゃないかと思います。この辺について、指導対策としてきちんとマニュアルができているのかどうか。その辺をお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） まず、小中学校におけるいじめ対策、また、どのように指導しているかということのご質問ですが、楽しく安全でなければならない学校で、いじめがあることはあってはならないことであることから、小中学校ともに道徳教育や自然観察会や海岸のごみ拾い、また、地域の方々との交流や体験学習などにより、集団や社会の中でのルール、マナーの必要性や思いやりをはぐくむ教育を進めるとともに、小学校では、標語づくりやその掲示なども行いながら、いじめは決して許されないことであるということの啓発に努めております。

また、いじめはどの学校にも起こり得るものであることを認識すること、また、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが重要であることから、兆候の早期察知のために、日常の学校生活で生徒児童の変化を敏感に察知できるよう、コミュニケーションを深めるよう努めるとともに、アンケートやスクールカウンセラーとの面談なども行っているところです。

いじめに対する指導ということですが、対策マニュアルやいじめの事例案・事例集なども用いて、日ごろからいじめに対応する話し合いを先生方で持ち認識を高めるとともに、アンケート等でいじめにつながる情報があった場合、また、保護者の方からいじめ等の情報があった場合については、学校側で事実確認をした上で、先生間での意見交換や個人面談を行うなど、学校全体で早期解消に努めているところです。

また、学校内だけでは解消が困難な事案については、教育委員会と学校、また、必要があれば児童相談所などの関係団体とも連携しながら、最善の対策が講じられるよう協議し、対処し

ております。

いじめに関しましては、児童生徒の学校生活の状況を把握している学校が第1段階での対応となりますが、いじめの原因はさまざまであり、その原因を解消するために、学校、教育委員会、また、家庭、地域、行政、その他の関係団体が連携し、生徒児童の立場に立ち対応することが重要であると考えますので、今後とも、情報を共有し、同じ意識のもとで円滑に連携が図れ、対処していけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小中学校において長期休学の児童等ということですが、病気や経済的な理由以外によりまして年間30日以上欠席した児童生徒は長期欠席者ということになりますが、今年度、小中学校ともに、この長期欠席にあたる児童生徒はごく少数ではあります。長期欠席の児童生徒に対しましては、先生が始業前に自宅に迎えに行く、また、給食の時間や放課後など、短い時間でも登校するように指導する、別教室による個別授業を行いながら、養護教諭やスクールカウンセラーなどとの面談が頻繁に行える環境を整えるなどの対応をするとともに、事案によっては、町保健福祉課や児童相談所とも連携しながら、少しでも早く教室に戻れるように努めているところでございます。

学校の時間外での児童への指導ということですが、学校外等での児童生徒の行動に対する指導といたしましては、道徳の授業等におきまして、集団や社会のルールの必要性や意義を理解させる教育を推進するとともに、ホームルームや全校集会などで放課後や休日における公共の場や地域でのマナー、危険なところに近づかない、また、寄り道をせず帰るなどの指導をしております。

また、議員のほうからもありましたが、子供たちは、やはり家庭で過ごす時間が最も多く、家庭教育の面が重要となりますので、子供たちの様子や行動の変化について家庭でも注意をいただけるよう、生徒指導だより等の配布や保護者会等でお話をさせていただくとともに、家庭教育相談を実施するなど、家庭内での教育に対する支援も行っているところでございます。

○11番（貝塚嘉軼君） 今3点お聞きしました。確かに、長期欠席児童が少数ながらもおるということは、やはりそこに原因があるんだろうと思います。誠意を持って、その生徒と、あるいはその家庭と情報交換をしながら、一人でも多くの子供たちが、みんなと一緒に教育を受けて、健やかに育てていただくというのが、やはり町の教育方針じゃないかと思います。特に町長は、日ごろから、子は町の宝、また、国の宝であると。この少子高齢化が進むにつれて、本当に子供は貴重な立場にあるわけです。これは、やはり町民全員で育て上げていく、次の時代を担っていただくためには、そういう一人一人の心構えが大事であると思っております。

そういうことで、どうか教室内だけが教育の場であるということになしに、やはり24時間、その子が息を吸っている時間は、みんなの責任であると考えます。どうかそういうことで、教育関係におきましては、みんなして目を向けて育てていこうというふうな考えを私は持っております。

そういうことで……

○議長（中村俊六郎君） 質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時04分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時21分）

○議長（中村俊六郎君） 貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） それでは、引き続き一般質問をさせていただきます。

通告の4番、町有地の有効活用についてということで、御宿町普通町有財産活用検討委員会というものが設置されて、聞くところによると5回会議が開かれておりますということでございます。これについて進捗状況をお聞かせ願いたいと思っております。

それと、旧岩和田小学校校舎跡地の利用について検討されたのか。それについても、されて、意見が出たとすれば、その状況等をお聞かせ願いたいと思います。それについて。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、お答えいたします。

町の普通町有財産活用検討委員会進捗状況ということでございますが、町は、4月に活用検討委員会を設置しまして、現在まで5回の会議を開催しております。第1回から3回までは旧御宿高校の普通教室棟の活用について検討いただき、活用方法、改修等に対するご提案をいただいております。旧御宿高校の普通教室棟は、特別教室棟など民間施設の誘致が予定されている施設設備の改修動向を踏まえて、財政状況の厳しい状況が続く中で必要最小限の改修にとどめて利用方法を決定する。また、防災備蓄倉庫は、実際に活動にあたる消防団の意見を踏まえて、普通教室と2階の旧職員室部分を防災備蓄倉庫として活用することを提案いただいております。

また、旧岩和田小学校の特別教室の活用については、第4回から検討を行っておりますが、現在の状況といたしまして、特別教室棟の活用方法については、地元岩和田区、隣接する六軒

町の役員の方からも会議に参加、ご意見をいただきまして、この中では、地元岩和田区からの要望、地元議員さんからの要望、町活用委員会委員からのご意見をいただいている状況でございます。

要望の内容としましては、住民のコミュニティ施設としての活用やグラウンドや体育館を一体的に活用できることから保育所施設としての活用、また、メキシコ交流資料展示室、情報発信施設としての活用案が上がっております。

今後、この要望、提案事項について、活用委員会でご協議、検討いただいて、活用の方向性について町に提案をいただきたいと考えております。

○11番（貝塚嘉軼君） 私は、岩和田小学校跡地については、やはり岩和田区民のご意見がまず第一に尊重されて、取り上げられるべきことじゃないかと思っております。それというのは、合併させるにあたっては、やはり跡地の利用については、そのときの話し合いの中では、あくまでも岩和田区の意見を第一にというお話し合いの中で、区民の皆さんにご協力を願って、予定よりも1年早く合併したわけですから、その点において、いろいろと区のほうからも要望が出されておるでしょう。

しかし、その後、大震災があって、やはり御宿の保育園の今の位置で安全なんですかと。津波に対する、あるいは耐震等におきましては、それで、いち早く安全な場所にとということで、町長自身も、やはり優先順位を少しでも前に上げて、保育所のことについては検討を進めていきますというようなお答えをしていたかのように記憶しております。

そういう中で、私と小川議員が連名で町長にお願いを出しました。ぜひ、統合して、岩和田小学校の跡地に保育園を持ってきたらどうだと。そして、区民の方たちには、岩和田保育所を提供したらどうだろうかというようなことの内容でお願いを、請願書を出したと記憶しておりますけれども、そういうものも踏まえた中で、ぜひ、この検討委員会において、今後少しでも早く区民に活用方法の方針をきちんと示してあげてほしいと思う一人でございます。

それと、そういう約束事がありますので、どうか、岩和田区民のお考えをないがしろにして、検討委員会でお答えをいただいたからといって誤った方向に進まないように、あくまでも地域住民の要望ということを尊重していただきたいと思っております。

次に、私は、町有地の最大の有効利用というのは、今遊んでいるまとまった土地について、ぜひ経済活性化対策のために、町が提案をして、やはり多くの方たちのお力をかりた中で、通年観光を目指して、そういうような形の施設利用をしていただきたいと考えております。

よって、このさっきの検討も、早くこの検討委員会にたたき台をのせていただいて、このこ

とが町民に示されれば、やはり希望の持てる我が町として、今の若い子たちも教育を受けた後にふるさとに戻って、そこで働いて、やはり家族を養っていけるような状況というものをぜひつくってあげてほしいと思います。

条件的には、道路もできているし、大型車両も進入が充分可能な道路でございますので、ましてや、他の土地を経由して町有地に入らなくても、道路から直接その地に入ることができます。そういう地形でありますので、ぜひこれは、ただいま総務委員会の委員長の視察報告の中にもありましたけれども、あのような大それた規模はとても我が町でできるはずはないんで、しかしながら、私は、今のこの時代ですから、他の力をかりて、そして町の活性化のために行うということは不可能であるとは思いません。ですから、ぜひみんなして知恵を出して、将来、10年、15年あるいは20年先の御宿町の柱としておる観光産業が、そこにきちんとできて、御宿町においては通年何十万、何百万という人が訪れるというような考えをぜひ示していただきたい。ですから、この検討委員会においては、やはり早くそれを行政側から議題に持ち出して、皆さんの知恵をかりて計画していただきたいと思います。

私は、昨年の町議選におきまして、自分なりの考えを示して議場に送っていただいた一人でございますので、ぜひ、これは町民との、私を支援してくれた人たちへの約束として、天の守地先の開発については力を注いでいきたい。しつこいと言われるかもわからないけれども、私は、御宿町の活性化の一番のもとというか、今活性化対策として打ち出すのには絶好の機会だと思います。よって、これにつきましては、ぜひ検討委員会の議題に早くのせていただいて、皆さんの考えを聞きながら、行政の考えも注入しながら実施していただきたい、そのように考えております。

私の一般質問はこれで終わります。これについてのお答えは要りません。充分次の議題にのってくるだろうということが考えられますので、いち早くそのような考えでお願いしたいなと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（中村俊六郎君） 以上で、11番、貝塚嘉軼君の一般質問を終了します。

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（中村俊六郎君） 続きまして、3番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（3番 石井芳清君 登壇）

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

それでは、通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

町長の政治姿勢についてということで、本日は、町づくりの到達と評価、これからの町づくりについて、国際交流について、また、中央国際学園（仮称）の進捗状況及び関係する来年度予算について、そして、4点目に教育について、大きく4つについて町長の政治姿勢についてお伺いしたいと思います。

まず、町づくりの到達と評価、これからの町づくりについて伺いたいと思います。

今、アメリカを中心とした新自由主義により、弱肉強食、分断と差別が広がっています。数年前まで栄華を誇っていた電子産業は今や惨たんたる状況であり、次々と操業の中止・徹底を繰り返しており、全国で1,000人単位の労働者が職を失う事態であり、この御宿町も大きな影響を受けております。

さらに、TPPに参加すれば、農業や医療を初め、各産業、地域への影響ははかり知れなく、農業団体、医療団体を初め、多くの団体が断固反対を表明しています。今度の国政選挙は、まさに日本の国づくりの根幹が問われる選挙となるのではないのでしょうか。

さて、その中で、御宿町はどのような町を進めるのか。世界と日本の荒波から地域をつくり守るには、この間、御宿町議会においてはマニフェスト中心に論じる傾向がありましたが、町づくりとその中で何が大事なのか、今定例会で私見を述べさせていただきたいと存じます。

御宿町は、全国有数の白い砂浜を持つ海岸地帯と一山越えれば信州と見まごう里山、そして、漁師や農民、商工業者やサラリーマン、そして、第二の人生をと移住された方々が多く住む御宿台、また、この間、住民の大きな戦いがあったことも特色であります。マンション・ゴルフ場問題、清掃センターのダイオキシン問題、御宿台と畜産農家の環境問題、布施を中心とした広域ごみ処理場建設問題など、時には住民を二分するような事態に発展した問題もありました。

御宿町は、そうしたことを体験し、一つ一つ乗り越えてまいりました。今、それぞれの地域が、それぞれの特色を持ちながら一体となりつつあると私は感じています。

一方で、政治経済の先行きが不透明な中、新しいものを探す傾向があります。町づくりについてであります。「古きをたずねて新しきを知る」ということわざがありますが、御宿町ではたくさんの成功例があると私は確信しています。400年の史実は言うまでもないことですが、一例を挙げれば、産業分野では、先日、商工会懇談を持つ機会が議会でしたが、まるごとミュージアム、つるし雛で、それぞれが全国表彰を受けたという報告がございました。また、漁協青年部は水産庁長官賞を受賞したと伺っております。学校教育でも、文武両道のたくさんの受賞、そして、その子供たちを支える先生方や保護者、そして、地域の人たちの愛情

いっぱい子供たちへの手を差し伸べた、その成果が大きく花開いていると感じております。学校教育については、後ほど触れさせていただきたいと思います。

地域で一つの成功例をつくり出していくことは、並大抵の努力ではできないことではないでしょうか。私が大事だと思うのは、成功例に確信を持ち、創意工夫でさらに磨いていく、そのことが、産業、教育だけではなく、福祉や医療を含め地域の力を高めることにつながると感じております。

御宿町でどんな生活を送ることができるのか。ライフスタイルという言葉があると思います。また、御宿町では非常に高い生活——クオリティ・オブ・ライフという言葉でもありますが——を送ることが可能なのか、御宿町の総合計画が目指すものは何なのか、私は、この際大きく考える必要があると思います。

地域やそれぞれの団体を持続させ、発展させるために、それぞれのリーダーをどう育てていくのか。言うまでもなく町づくりの主役は住民であります、町民であります。町として明るい展望をどう示すのか、また、やる気のある人をどう励まし育てていくのか。

そして、町政にとって最も大事なことは、信頼ではないでしょうか。この際、この4年間、町長として働いてまいりました町長に、町づくりのトータルの評価、これからの町づくりについて、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） これまでの4年間で実施してきました内容等につきましてということにつきましては、先の定例議会で土井議員よりご質問をいただき、マニフェストの評価として申し上げたとおりでございます。

これから実施する町づくりの姿勢につきましては、すべては町民のためという考えのもと、町民の皆様のご支援、ご協力をいただきながら、町民の皆様とともに協働の町づくりを進めていきたいと考えております。町民の皆様が主役の、また、お一人お一人を大切に、お一人お一人が大切にされる町づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（石井芳清君） すべては町民のためというようなお言葉を今いただいたわけですが、それでは、1つお伺いをしたいと思います。

町民の要求が全く異なって、しかも全く同一、例えば50対50ですね。今、すべては町民のためというふうに町長はおっしゃったわけですが、そうした場合は町長としてどのようにされるのでしょうか。

○町長（石田義廣君） いろいろな問題がありまして、今、石井議員さんがおっしゃられた、例えば1つの問題、課題に関して、ちょうど意見が半々に分かれたというケースが出てきた場合どう考えるのかということでございますが、まさに、それは私自身の判断によると。その時点で、じゃ、どちらがより多くの、例えば数的に一緒であったとしても、内容的に、私として、この立場にある者としてどういう判断をすべきか、それは、やはりそのときに、私自身の考えのもとに判断をしていくということだと思います。

○3番（石井芳清君） 町長でありますから、選挙で選ばれたわけでありまして。町民の代表であります。そして、一番大事なものは、私は、今おっしゃったんですけれども、決断だと思うんですよね。それともう一つは、それを実行していくために、例えば予算の問題であれば、議会は最小単位1,000円なんですけれども、1円たりとも一般的には議会の議決がなければ執行できない、要するに物事が実現できない、これはご承知のことだと思います。

そうした場合に、じゃ、どのようにそれを説明するのか。決断はわかりますけれども、相異なる2つでありますから、片方の住民の方々はやってほしい、片方の住民はやってほしくないというわけですから、反対の立場がどうしても出るわけじゃありませんか。それとともに、そうしたものをどう説明をしていくのかと。決断とともにどう説明をしていくのかということの2つが当然相まって町政が進んでいくというふうになるんですね。ですから、決断するのはお一人ですから、最終的に決断をすると。それを実行していく担保というのはどのようにとられるんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 少し抽象的に感じられるんですが、物事の一つの課題について、今、石井議員さんがおっしゃられたような状況があれば、やはりそれは、その一つの決断をする際については、総合的に町のためにどういう判断を下したらいいのか、いろいろな要素があると思うんですが、そういうものを根底に持って判断をするということでもあります。

○3番（石井芳清君） 私は、決断とともに大事なことは責任だと思うんですね。自分が下した、長として自分が下したことに対する責任を持つということが、信頼につながってくるのではないかと思うんですね。ですから、私は、その部分が今までのこの4年間の中で、議会としても何度となく、毎回同じようなお話をすることもわかりませんが、繰り返し説明を受けたと。また、一つの物事が物すごい時間をかけて、1年間かけて、例えば御宿高校の跡地利用が一つの大きな例ではあったと思いますけれども、そういう流れだったと思うんですね。ですから、私は、やはり町長としての一番大事なことは決断であり、あとは、その決断に町長とし

て責任を持つ。

町長が全部を行うわけじゃないんですね。例えば役場にしても、今日は教育長さん初め各課長さんがそれぞれいらっしゃいます。この議場外には職員の皆さん約100名前後の方がいらっしゃいます。それで、町長の考え方、町の計画、それを一つ一つ執行していくわけです。執行するにも、先ほども申しましたけれども、議会があって、チェック・アンド・バランスと言われておりますけれども、一つ一つチェックをしながら進んでいくわけであります。

ですから、私たち、少なくとも私は納得できないものについては、当然ですけれども、賛成はできかねるわけであります。それを一つ一つ交渉していくのは、やはり決断とそれに対する責任ですよ。それが例えば給料、歳費であったり、一つの見方ですけれども、非常に私は初歩的なお話をしておりますけれども、それが、まず町長の一番大事なことと私自身は感じているわけであります。

同じことかもわかりませんが、再度何か意見があれば。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 決断し、実行したのについて責任を持つ、全くそのとおりでございます。同感でございます。

○3番（石井芳清君） わかりました。

では、次に移りたいと思います。次に、国際交流について伺いたいと思います。

先ほども諸般の報告の中でございましたが、先般、テカマチャルコ市長が来町いたしました。その中で、当然9月議会にもお伺いいたしましたが、今後の国際交流のあり方についてということで質問をしたわけでありまして、当時、市長は見えるか見えないかわからないということで、具体的などころまで私は言及いたしませんでしたが、今回の訪問の中でどのような要望を市長は持ってみえたのか、それについて伺いたいと思います。

○町長（石田義廣君） このたびのテカマチャルコ市長の来町内容、会談の内容ということでございますが、ご案内のとおり、テカマチャルコ市につきましては、ドン・ロドリゴの生誕の地でございます。御宿町から平成22年度にメキシコ友好親善使節団が訪問いたしまして、3,000人以上の市民の歓迎を受けました。また、本年7月のアカプルコ市における日本の広場において、日墨交通発祥記念碑の竣工除幕式に参加のため訪墨した際に、中村議長とともにテカマチャルコ市を訪問いたしました。御宿町民に対しまして名誉市民の称号を授与いただくなど、交流をしまいたったわけでございます。

今回の市長来町はそれらを受けてのご訪問となったわけでございますが、テカマチャルコ市

長から次の4項目についてメッセージをいただきました。

1つ目に、御宿町とテカマチャルコ市、両市町間の姉妹都市関係の締結を希望したいということでございます。

2つ目に、両都市間の広範囲にわたっての青年文化交流の計画を立案していきたいということでございます。

そして3つ目に、日本、いわばJ A I C A及び国際協力機関の共同作業によるテカマチャルコ技術大学の計画手段の推進ということでございます。

4つ目に、ドン・ロドリゴ・デ・ビペロ・イ・アベルッサに敬意を表して、テカマチャルコ市において、9月30日を「御宿町の日」と制定いたしますということでございます。

これらにつきまして、議会や国際交流協会の皆様方と検討を進めてまいりたいと思います。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。姉妹都市も含めて、さまざまな文化交流をより緊密に進めたいという内容であったかと思えます。

国際交流の委員会委員の皆様もそうなのでありますけれども、今後、具体案というのはそこがつくっていくんでしょうか。これは町と町との大きな問題であります。民間ベースというのは永続的に進めていくには非常に大事な要素ではあるわけでありましてけれども、町としてはどのように意思決定していくのかということも大事だと思うんですね。町として。これは、どういうレベルでそういう事業像と申しましうか意思をつくっていく作業として行っていくんでしょうか。それについて何かお考えがあればお示しいただきたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今申し上げました4項目につきまして、例えば、1点目の姉妹都市関係につきましては、皆様方に広くご意見を伺って検討をしていきたいと思えますが、あの直後に、メキシコ在住の東信行先生にお電話をいたしまして、テカマチャルコ市長から姉妹都市提携についてご希望がありましたと伝えましたところ、それは非常によいことだ、素晴らしいことだと。ドン・ロドリゴ出生の地ということであるので、もし締結できるとすれば、より広く深く国際交流が進んでいくでしょうと。これは日墨協会の皆さんも同じような意見を持っている、そういうお話をいただいたところでございます。そういうことで、今後とも広く町民の皆様、また、議会の皆様方のご意見を伺いながら物事を進めていきたいと考えております。

続きまして、2番目の青年文化交流につきましては、先般7月に中村議長とともにメキシコを訪問したときに日墨学院を訪ねましたが、青少年の交流問題も今後の事業課題として日墨学院にも上がっておりましたので、この件につきましても、国際交流協会の皆さんとともに広く

ご意見を伺い、協議を進めてまいりたいと思います。

3の外部機関によるテカマチャルコ技術大学の計画推進につきましては、推移を見守っていきたくと考えております。

また、4のテカマチャルコ市におきまして、9月30日を「御宿の日」と制定することにつきましては、交流を深めることにおいて大変喜ばしいことであると考えております。

以上のように、今後、皆さん方のご意見を伺いながら、これらの内容を進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。同じような話なんですね。例えば、ちょっと一例を引くならば、ミヤコタナゴがいい例なんですけれども、あれは保存委員会とかいろいろありますよね。それでも、私はこう見ておりまして、なかなか現実的には作業が進んでこなかったと思うんですね。

それで、広く声を聞くというのは言葉としてはわかるんですけれども、やはり窓口とか、町長ご自身が全部それをやるわけでもないでしょうから、やはり一定のそういう検討委員会とかさまざまなものを、確かに役場の一部担当も入っているのは承知はしていますけれども、じゃ、そこでやるのかも含めて道筋を明らかにしないと、私は、これは進めるというよりも結論が出せないんじゃないかと思うんですよね。これは、一国の責任者、要するに市長さんですよね、代表者が直接見えて要請をされたこととございますので、何らかの回答を具体的に一つ一つしていかなければならない問題だと私は思っているんです。

そのことについて、ただ単に、広く町民の皆様の声を聞いて進めていきますよということでは、私はちょっと、失礼なんですけれども、大変不見識だと思うんですね。やはり一定の期限を決めながら一つ一つ、先ほど大きく4点要望をいただいたわけでありますから、それを、この庁内としてはどのように結論を出していくのか、いつまで、どのような結論を出していくのかという作業をしていく必要があるかと思えます。

例えば、これは来年の9月30日を「御宿の日」として定めていただいたわけでありますけれども、じゃ、それを御宿町として、それはテカマチャルコ市のそういう記念の日ということで定めていただいたようでありますけれども、それと御宿町はどのようにしていくのかと。それも含めまして、ですから、ちょっと余りにもアバウトだと私は大変失礼にあたるんじゃないかと思うんですけれども、町長ですか、どうぞ。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘いただきましたことにつきましては、非常に、充分重く受けと

めまして、期限をいつまでにするのか、あるいは対応する委員会等々どのようにするのか、国際交流委員会という委員会がございますが、その現在ある委員会との関連をどうするのか、そのようなことも含めまして十分に検討させていただきたいと思います。

○3番（石井芳清君） わかりました。

では、次に移りたいと思います。

それでは、絆記念日のあり方についてであります。400年前の史実は出会いのきっかけであり、今後、友好と未来に向けて、そうしたようなイベントにしていくべきではないかと、このような意見も伺っております。市長さんがそのようなお話をされたと思いますが、私も全くそのように感じるわけであります。

今後、この絆記念日、今回の実行、記念日の前後さまざまにあったわけでありまして、それから、今後、じゃ、この絆記念日をどういうふうに広げていくのかということについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 絆記念日につきましては複数の課にまたがっておりますので、総務課のほうで答えをさせていただきたいと思います。

平成22年9月定例議会におきまして、9月30日を日西墨友好の絆記念日として制定したわけでございます。サンフランシスコ号遭難による岩和田村民の救助の史実は、日本、スペイン、メキシコ合衆国の固い友好の起源であり、この友好のきずなを後世に伝え、より深めていくためということが記念日制定の目的であります。

3回目を迎える本年度の絆記念日事業につきましては、伊勢海老祭りとおわせ10月7日に開催をしたところであります。あいにくの悪天候により、御宿漁港の水揚げ場をお借りしまして献花式を実施いたしました。メキシコ大使館代理大使にもご参加をいただきましたが、サンフランシスコ号の史実に対するメキシコ国民の感情は、救っていただいたことへの感謝が最大であり、亡くなられた方への慰霊というよりは、そこで出会えた、交流が始まったというような明るい式典行事にすべきと考えているというようなご意見もいただきました。

絆記念日の制定目的を踏まえ、来年度に向けましては、これまでも関連事業として実施しておりますコンサートのほかに、メキシコやスペイン関連の企画展の開催に向けて検討していきたいと考えております。また、ご意見等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

○3番（石井芳清君） わかりました。これについては、発展的に見直しを図っていくということで伺いましたので、ぜひ、これはやっぱり9月30日に向けてということも含めまして、

全体的な町づくりの大きな一つの、400年という史実は、教育も含めて大きなウエートがあるというふうに思いますので、全体的な見直しが私は必要じゃないかと思っておりますので、早急に意見集約をしていただきまして、あるべき姿を模索していただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石井議員、質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） それでは、続きまして、質問の3番目でございます中央国際学園（仮称）の進捗状況及び関係する来年度予算について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） ご質問の中央国際学園（仮称）の進捗状況及び関係する来年度予算についてでございますが、8月の臨時会におきまして基本合意承認後、県学事課の内部審査を経て、10月18日に開催されました私学審議会に学校法人設置計画書が提出されまして、今月26日、来週の月曜日に御宿町を審議会が訪問して現地調査が行われる予定となっております。これには町側が、町長があいさつすることと、総務課長、藤原産業観光課長、そして、私が同席するということを受けております。

今後、申請手続が順調に進めば、平成25年3月には学校法人の認可申請のための設置認可申請の受け付けがなされまして、この時点で学校法人の取得はほぼ確実となると聞いております。これが終わった後、申請をした後に特別教室棟の改修工事を4月以降実施するということになっております。

また、旧御宿高校の普通教室棟に関連する来年度町の予算については、普通教室は防災資材の保管を行っていること、また、有事の際は避難所として使用することから、できるだけ早い時期に電気、水道等の整備を行いたいと考えておりますが、今、施設全体の復旧につきまして、電気設備、浄化槽の設備等については、初期の改修については学園側が設置後実施すると、費用によってという状況でございますので、また、町有地の検討委員会の中でも、その辺を踏まえて、トイレも使えるような状況も踏まえて、あせらずにじっくりやりなさいというご提言もいただいておりますので、その辺の状況から、当初予算ではなくて、工事に入った状況等を踏ま

えて、来年6月の補正に合わせて計上して、10月の開校時に間に合うように改修を行っていきたいと考えております。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。順調に推移をしているというご報告だったかと思えます。

1つ伺いたいのですが、先ほどのお昼休みの報道でもございましたけれども、文部科学大臣の大学の認可等に関する発言がございましたが、町民の皆様からも幾つか問い合わせも私のところに直後あったわけですが、今回の事案とどういうふうに関係しているのか、あるのかないのか含めて、どのように調査、把握をされているのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 今回の事案については、県の学事課が、県として私学審議会に諮問するということになっております。これについては、市立の幼稚園から高校までということがございますので、今までの県の前例を見ましても、私学審議会の意見を尊重すると。知事が最終的に判断することになりますけれども、国の事例のような状況はないのではないかと。私学審議会の判断を尊重するということで認識しております。

○3番（石井芳清君） その前の状態が町民の皆さんよくわかっていらっしやらないんですけども、今回の千葉県内における学校法人の設立については、これは、許認可は県知事が持っている。要するに文部科学省大臣ではないんだということで、それはそれでよろしいわけですか。わかりました。それと、その後の経過については、話はわかりました。

それで、ちょっと予算の関係なんですけれども、もう一度確認したいのは、基本的な、要するに電気と水道、それから下水処理、この3つが基本的になりますよね。それについては、当初学園側が設置に伴う中で必要な改修は行くと。そうしますと、一定の時期には基本的にはいわゆる教室棟、貸し出さない施設は、一応電気も水道も含めて利用できる、それとも、さらにつなぎ込みとかそういうことまではやらないわけなんですかね。ちょっとその辺の、どの辺ぐらいまで今、まだ交渉中というか、これから交渉するのかわかりませんが、具体的に学園側が行うというのは、どこまでが今、学園側は行いうことを言っておられるのかというのをちょっと確認したいんです。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） ご存知のように、旧御宿高校については、平成19年から閉鎖して約5年経過しております。これについては電気も切っておりまして、今、校舎の中の警

備用の普通の一番小さい電気を引いている状況でございます。浄化槽も使えない状況で水道もとまっているという状況でございます。

今、石井議員ご質問ありましたけれども、その電気のもとを復旧させる、それと、浄化槽も使えるようにする、水道ももとまで来るようにすると。そこから普通教室棟、貸さない部分については町が改修していくと。特別教室棟の分については借り受ける側で工事を行っていくということでございます。

○3番（石井芳清君） もうちょっと細かい話を伺いたいんですけれども、電気、これまでは多分学校は1つの施設でしたので、いわゆる専門用語で受電盤と言うんですか、東京電力から受けるということですね、受電盤ということがあった施設だと思うんですけれども、それで、各教室とか施設に分電していたと思うんです。今度は、貸し出しするところについては、その辺は明確に切るわけですか。それから、例えば水道料とか下水のほうはどうするのか、それから電気代についてはどのようにするのか。分ければ明確に電気料が出ますのでわかりやすいと思うんですけれども、その辺の技術上の問題というのはどのように今詰まっているのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 電気については、途中でメーターをつけてできるのかどうかというのは協議しているところでございます。それは東電にも聞いた中で進めていると。費用もありますから、その辺も含めてですね。水道については、メーターをつけて分けるという状況で可能だと聞いております。ただ、浄化槽については、利用頻度についてどう案分するかというのは、例えば、今後協議になりますけれども、利用者数等を含めてやるのか、それとも一定の案分率でやるのか、その辺については今後協議して詰めていくということでございます。

○3番（石井芳清君） わかりました。まだまだ、細かいことですが、当座といいながら協議事項が残っているということは理解いたしました。この間の議会議員のほうからの要望なんかもあると思いますけれども、町の利益をきちんと確保していただきながら、共存共栄という形で行っていただければと思います。

最終的には、多分お互いに契約——最終的にはもう一度契約は交わすのでしょうか。ごめんなさい、それをちょっと聞き忘れてしまいましたので。この間の基本合意書がありましたね。それと、最終的に学校法人が認可をされたという中で、たしかもう一度正式に交わすということだったのですね。それをもう一度ちょっと確認したいんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 最終的には契約を交わすということになります。

○3番（石井芳清君） その辺も含めて、明文化していただきたいと思っております。

それから、この御宿高校の跡地なんですけれども、今現在の管理状況についてはどういうふうになっているのかということと、もう一つ、たしかあそこにPCBの保管庫が、上がったところのすぐ右手、敷地のコーナーにあったと思いますが、それは今どのような状況になっているのかということを確認したいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 県からの引き渡し時に、PCBについてはすべて県の責任で撤去しております。購入後、グラウンド等については草刈りのほうを実施しております。今ですと、ちょうどゴルフ場のラフぐらいの草が生えていますけれども、全面的にグラウンド、また、かつて体育館があった広場、これについては、一定の草刈りをやって使用できる状況にはなっております。

○3番（石井芳清君） 基本的な、いわゆるフェンスがありますね。その中の管理地の中全部ということではないんですか。要するに管理地、学校のいわゆる敷地内ですね、フェンスの中が全体的に管理されている状況ではないんですか、草刈りというのは。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） その中については一定の草刈りをしてしまして、通常使用できるといいますか、例えばテントを張れるような状況にはなっております。

○3番（石井芳清君） これはちょっと細かいところまで承知していないのでお聞きしたいんですが、今、最新の状況で町が管理する部分と、それから、学園側に貸し出す部分ということで、議会側にも協議、相談がありましたね。それで、具体的にそれが認可を受けた段階で契約を交わすということで貸し出しを行うと思うんですけれども、今言った部分で、じゃ、明確に貸し出した部分のみを学園側は管理するのか。言っていることわかりますよね。運動場のすぐそば、要するにフェンスまでの間が、例えば、その草はだれが管理するかということなんです。要するに貸し出していない部分ね。それでは私は十分な教育効果は全く発揮できないと思うんです。ですから、この直近の説明では、その辺は明確にするんだというようなお話もありましたけれども、明確にして、それでよろしいんでしょうか、よくわからないんですけれども、それはできるんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 例えば、フェンスの付近、また、のり面、また、共用部分と

名付けた部分についてもやはり一定の管理をしなければいけないと認識しております。学校側は、生徒の安全を含めて、管理上も含めてフェンスを張るといふところとグラウンドを借りるということになってはいますが、それ以外の部分についても今後、管理、清掃も含めて学園側とは協議していくということで、お互い協議を進めている段階でございます。

○3番（石井芳清君） これまでも、例えば町道の管理でありますとか、近いところではこの御宿台の町分の管理ですね、これもなかなか十分な状況ではなかったと思うんですね。それで、今度学校用地ということ、それは協議をするということですので充分協議を詰めてもらいたいと思うわけでありましてけれども、それを町が管理をするとなると、これは、私はちょっと難しいのではないかなと思うんですね。特にのり面などの草刈りというのは大変で、これはちょっと素人がなかなか手を出せるような状況ではないと思いますし。ですから、学園としても、何度も申し上げますけれども、やはり充分な教育環境を求めて来るとは思いますし、それを担保するためにも、一定の管理については、これは当然学園側にやっていただくということが私は前提となるのではないかなと思うんですね。

例えば、今、課長おっしゃいましたけれども、今このぐらいの草が、15センチか20センチぐらいの草が伸びていますよと。もっと短い、どっちでもいいけれども。だって、御宿台だって、じゃ、年間のうち何度刈れますか。町道のすぐそばの歩道のわきの草を何回刈れますか。2回、3回刈れないのではないですか。林道もそうですよね。

ですから、やっぱり具体的にきちんと物事が決まって進んできて、我々もそれがだんだんこう見えてきますと、あの広大な面積ですから、いろいろな問題がやっぱりあるし、場所が、例えば御宿中学校とか御宿小学校、仮にそこが例えばそういうような近隣に住宅地があつてといふところだったらいいんですけども、ここは全く山の上ですよ。1つの区画で、じゃ、だれが近隣をフェンスまで刈るかということもあつて、地元の人には絶対やらないですから。そうすると当然、管理者である町、それから貸し出しの相手方である学園側との協議というのが大事になるとは思いますし、そこの中でどういうふうに進めるかというのが私は非常に大事だと思いますので、ぜひその辺はきちんと相手側とも交渉して、実のある結果を出してもらいたいと思うんです。もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） そのように進めてまいりたいと思います。

○3番（石井芳清君） きちんと事務を進めていただきたいと思いますし、必要であれば、ぜひ議会ときちんと話し合つて詰めていただければと思います。

では、次に進みたいと思います。次に、教育について、4番、最後でありますけれども、基本目標と新しい取り組みについて伺いたいと思います。

先般、議員にも配られました平成23年度教育行政事務点検評価報告書におきましても、町の教員委員会の基本目標として、「21世紀を担う児童生徒の『生きる力』を育み、心豊かなたくましい人間性を育てる学校教育を推進する。」「町民一人ひとりが生涯を通していつでも学習できる生涯教育をめざし、その学習環境や内容の充実を図り、香り高い町民文化の創造と発展に努める。」ということがうたわれておるわけではありますが、この内容について大きく、これまでの到達と申しましようかを含めて、基本目標について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 町の教育行政基本施策につきましては、学習指導要領の基本理念である生きる力を育む教育活動に基づき、また、町基本構想との整合性を図りながら定めているところでございます。議員から今お話がございましたが、平成24年度につきましては、学校教育においては、「21世紀を担う児童生徒の『生きる力』を育み、心豊かなたくましい人間性を育てる学校教育を推進する。」ことを基本目標に掲げ、地域の特色を生かした体験学習や交流事業を通じ、道徳性やコミュニケーション能力を身につけ、みずから学び考える心豊かでたくましい児童生徒の育成、また、安全で安心な教育環境の整備の推進などを基本施策としております。

また、社会教育につきましては、「町民一人ひとりが生涯を通していつでも学習できる生涯教育をめざし、その学習環境や内容の充実を図り、香り高い町民文化の創造と発展に努める。」を定めておきまして、各種主要教室や放課後子ども教室の充実を図るとともに、自主グループ活動の支援や文化体験プログラムの実施をしているところでございます。

○3番（石井芳清君） 同じような答弁だったと思うんですけれども。先般、教育民生常任委員会で御宿中学校と御宿小学校を視察させていただきました。学校関係者の皆さん、また、教育委員会の皆さんには大変お世話になりました。

その中で一つお話が出たのが、いわゆる、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、御宿中学校も御宿小学校も文武両道、両方大変すばらしい成績を上げているということでご紹介がありました。いただいた資料の中でも、たくさんの大会でいろいろな受賞歴がありまして私は大変驚いたわけでありますけれども、それで、これで校長先生にお伺いいたしましたらば、それは中学校だけじゃない、小学校から一貫した教育、それのたまものですよというようなお話をいただきました。大変ありがたいお話だと思っております。過去、御宿町も学校が荒れた時

代がございました。その時代も教育長を先頭に、地域の皆さんと学校づくりをやっていただいたと認識をしております。

先日、布施小学校の布施まつりにも参加させていただきました。午前中にストレッチを行いまして、お昼が地域の食材、これは野菜とか、おもちとか、そうしたものを地域の方々が持ち寄っていただきまして、保護者の方々、PTAの方々がそれをつくっていただいて、地域一体、体育館いっぱいになってそうしたものを食べることができました。本当に愛情いっぱい、そうした本当に学び、地域と一体になった、そうした熱いものを私は感じることができました。そして、午後からいろいろな1年生から6年生までの発表があったわけでありますけれども、大変すばらしい高度な内容を1、2年生から発表していただきまして、私は、本当にこの小さい学校が、特色ある教育というものが本当に充実しているのではないかと思います。

そういうふうに地域の方々、小さい赤ちゃんから高齢者の方々までが一緒になってそういうときを過ごす、しかも食べるものは地域のものを食べる、それも共有をするということは、なかなかほかの学校、特に大きなマンモス都市部ではそんなこと絶対できないと私は思うんですね。

そういう学校教育を御宿町では構築、つくり上げてきていると思いますし、その結果が1つ、今日、多分補正でも出ていると思いますけれども、郡市外へのそういう大会への出場ということで予算化されていると先ほどちょっとお見受けいたしました。また、後段説明があるかと思っておりますけれども、そうしたものに実を結んでいると思うんですね。

しかも、布施小学校は少人数ですので、1年生と2年生、3年生と4年生、5年生と6年生、そしてまた全体で行う。それから、発表についても、中学校とか、夷隅市側とか、そうしたものの連携もあるんだよというようなお話を伺いました。それは御宿小学校でも同じようなお話を伺いました。

その中で一つ特徴点と思いましたが、御宿町というのは、そういう豊かな文化・環境があるわけでありまして、ただ、なかなか新しいものへの取り組みというのが少なかったわけですが、今回は、御宿小学校でも、それから布施小学校でも、タブレット型のコンピューターを利用して、子供たちがそれでもう発表しているんですね。びっくりしました。

御宿小学校に行きましても、体育の時間と、それから、あれは社会の時間なんでしょうか、地図を見てやっていたけれども、学校に配布されてまだ1週間目だということですね。先生に伺ったら、これは説明の資料も何もないんですよと言いながら、もう体育だったらその場で跳び箱の手のつき方から何から、すぐその場で動画を撮ってあげて、子供たちに見せてあげる

ということですね。それから、社会の時間では、航空写真でいろいろな地域がその場で見られる。拡大したり縮小したりしながら見られるということで、子供たちもすごく関心高く見ていたわけでありましてけれども、まさしく、御宿町はこの間、光を施設いたしました。これも最近ではプラスになったと。要するに会計上は黒字になっていくということも伺いました。

これからは、そうした新しい技術をどう使っていくか、利用していただくかということが大事だと思いますし、学校教育においては、もう都市部では、タブレット型コンピューターはすばらしい効果を上げているということで次々と導入されているということで伺ってはいたんですけども、本当に自分で見て、それは確かだなと思いました。ぜひこうしたものを補助として、これは補助教材としてもいろいろな形に使えらると思うんですね。社会では地図そのまま。しかも、今のリアルタイムの世界の地図が見られるわけでありまして。それから、体育でもその場で撮って映すって、普通カメラとテレビは違うわけですよ。それが一体となつてすぐできるわけでありまして、非常に有効な道具ですよ。パソコンは今まで覚えることで手いっぱいだったんですけども、なかなか使うまでいかなかったんですけど、やはり初めて使える道具、しかも、教育にも充分効果的に活用できるのではないかと私は思っております。

ですから、これからの教育としてどう進めていくべきか、また、新しいそういう機材をどう教育の中に生かしていくかということは、私は大事な課題だと思っておりますが、これについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 新しい情報通信機器による学びということで、現在、小中学校で使っている一部について、今、石井議員のほうから紹介がありましたが、新しい通信機器につきましては、その場でいろいろできるということで、ビデオを撮ったりとか地図を使ったりとか、また、疑問があったときにその場で調べることも可能であることから、生徒同士で教え合ったりとか、調べたことを発表しながら意見交換をするなど、子供同士でお互いに学び合う学習にも有効な手段となりますので、そのような協同的な学びを通じて思考力や表現力等の育成にもつながると考えております。

21世紀を担う子供たちにふさわしい幅広い知識と柔軟な思考力を身につけた子供たちをはぐくむために、情報教育設備や技術を生かせる環境整備なども新たにに取り組む必要があると考えておりますので、そういったことについて、今後検討、研究してまいりたいと考えております。

○3番（石井芳清君） 検討したいということですので、ぜひとも子供たちに、行っている機材はまだそんなに多くないでしょう。これが少なくとも各学年1台とか、できれば少人数なの

で、子供たち全員に配布してもいいとは思いますが、まだちょっと先生方がそこまでいっていないと思いますので、ぜひ来年度の中でこういう新しい教材の積極的な対応を図っていただきたいと思うんですけれども、それについては、町長いかがですか。教育長、どちらでもいいです。では、教育長。

○議長（中村俊六郎君） 浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） 今、お話があったように、例えば、点字の学習について、まだ全くわからないものがきちんと見えるようになったり、あるいは、3年生でしたが、百人一首の昔の人々がこのような句を詠んでいるというような現実的なものとして見られました。さらに漢字のつくりについて、児童たちが直接手に触れながら学習していたというようなことで、今後、教育に対しては、目で見て訴えるということが非常に大事になってくると思いますので、そのように考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

○3番（石井芳清君） ぜひ新年度での新たな対応をお願いしたいと思います。

それから、今のは学校教育だったんですけれども、いわゆる広く社会教育ですね、そういう中にもこうした機材の活用というのは大変有効であると思いますし、そうしたものがまだまだ、道具としてどんなものかというのを知らない方がたくさんあると思います。公民館活動とかを含めて、そうした機会をとらえてこうしたものの紹介と、そうしたものが生む新しいというんですか、未来に広がるそういう生活、暮らしも含めて大きく変わっていくと思いますので、ぜひ対応をとっていただければと思います。これについてはいかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺課長。

○教育課長（渡辺晴久君） おっしゃるとおり、社会教育におきましても、学校教育と同様に、情報通信技術の特性を生涯学習にどう生かしていくかは、今後の大きな課題になると考えますので、町の生涯学習に有効活用を図れるように検討してまいりたいと考えております。

○3番（石井芳清君） わかりました。

あと、文化でありますけれども、これにつきましても、先般、私は一言申し上げましたけれども、いわゆる写真を撮ってその場でインターネットに出せますので、インターネットに出しますと、インターネットの性質上、永久に残るんですね。ですから、たとえ災害があろうと、例えば火災があったとしても、そうしたものが残りますので、これからそういう伝統文化を保存をするということも、ただ単に、例えば資料館みたいな施設としても大事なんですけれども、そういう国民の財産を、400年前の史実もそうだと思うんですが、やっぱり広く情報発信していくということも大事だし、そのための機材としても、私は非常に簡単で便利に使えると思

ますので、これは答弁は要りません、ぜひ今後研究をいただければと思います。

次に移りたいと思います。中学生の進路について伺いたいと思います。

ご承知のとおり、この間、この地域では、岬高校、それから大原高校、勝浦若潮高校ということで、今年の3月に県教委が1校に統合するということが計画を公表しております。その後、地域のいろいろな要望の中で、この間も県教委が幾つか変更をしているわけでありましてけれども、ただ、なかなかその具体像が町民に示されておらないというのが実態だと思います。断片的な新聞報道しかないというのが実態だろうと思います。

その中で、そろそろ来年の進学について説明会があり、また、進路を具体的にもう決めていかなければならない時期だと理解しております。中学校側としても、なかなかこの3校については先が見えないということで、積極的な進路の一つとしてはなかなか難しいというような、そういう悩みも抱えているというお話も伺ったことがございます。

現時点について知り得る情報はどこまでなのか、また、どういう状況で説明をされておるのか、この機会ですでお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 今年度、中学生につきましては62名が卒業ということになりますが、進路指導について、11月2日に生徒の進路希望調査で希望のあった公立高校9校、それから私立の高校3校から、担当者が中学校に来校し、個々の生徒、保護者に学校案内をいただき、13日から16日にかけて3者面談を行っております。

平成27年度から統合される大原高校、岬高校、若潮高校からも説明に来ていただきまして、平成27年度から1学年6学級の総合学科になること、また、平成25年度に、それぞれの学校に入学した場合も、入学した学校で3年間過ごせる。例えば、大原高校で入学した生徒は3年生まで大原高校で過ごす、岬高校に入学した生徒も同様で、岬高校で過ごすことになること。また、3年間は入学した高校で現在定めた授業のやり方や内容で学習できること。制服も入学した高校のもので卒業まで過ごせることなどの説明がございました。

平成25年度大原高校、岬高校、勝浦若潮高校の3校へ入学する生徒は、平成27年度の統合によりまして、卒業時、学校名は変わることとなりますが、希望した環境で3年間学べることになると考えております。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

確かに表面上はそうなんだと思うんですけども、具体的中身としては、例えば、岬高校だと、総合学科ということだと、先生方の話では、1学年全生徒を集めての説明とか、それか

ら、各コースごとに体験をする、体験と申しましょるか実習を行うということで、岬高校、勝浦高校、それから旧御宿高校のように3年までその学校を卒業するのはいいんですけども、2年、1年次がどんどんなくなってしまうわけですね。そうした中での部活の問題とかさまざまな問題が実際は出ているのが実情だろうと思います。

御宿高校がどうこうというわけではありませんが、しかし、この地域の高等教育をどのような進めていくのかというのは、私は大変大事な問題だろうと思います。例えば、漁業科と申しましょるか漁業については、じゃ、本当に週2日程度で十分な学びが行えるのかと。今、この沿岸漁業であり、また、栽培漁業のそういう技術者、そういう力を持った子供たちが本当にこれから必要になってくると思うんですね。それこそ地域の産物がより効果を上げてくるんだろうと思いますし、イセエビもそうだし、アワビもそうだし、たくさんなものがあるわけですね。それをさらに活用していくにはどうするのかという、本当に技術者を育てていくのが、高校、いわゆる今まで若潮高校がそれを地域では担ってきたんだろうと思いますけれども、そういう学びというのが本当に継承できるかというのが、私は大変難しいのではないかなと思っております。

それで、今後についてなんですけれども、ここまでは来てはいるんですが、今後そうした、いわゆる職業の学びも含めまして、これは町長にお願いしたいんですが、ぜひ2市2町で、これからどういう高校が必要なのかということで、そういう話し合いの場を持ってもらう必要があると思うんですね。

この間、いろいろ各市町でこの問題についての受けとめ方に温度差がすごくあるのが実態なんです。そうしますと、今、形の上では、先ほど課長が話していただいたように、一応学びの場所はあるんですけども、これが27年後になったら、そういう例えば漁業とかを含めた農業というものがこの夷隅から学びとしてなくなってしまうのではないかなと思ってしまいます。大変危機的に考えているんですね。ですから、そういう面では、本当にそういうものが担保されているのか。

そこを含めて、これからも、具体的には地域協議会という名前のもとで協議はしてきたと思うんですけども、地域協議会というのは、統合のための協議をしてきたわけじゃないんですよ。いわゆるこれからのここの高等教育はいかにあるべきかということで協議をしてきたんですけれども、最終的には統合というのが結論だったようであります。

ですから、これは県がどうこうじゃなくて、やっぱり地域の問題だと一つは思うんですね。ですから、地域としてそういうコンセンサスを図るといったらなかなかちよつとないので、や

はり町長がリーダーシップをとっていただいて、2市2町の首長の中でそのコンセンサスを図っていただくということしか、私は現実的にはないのではないかと考えているんです。

もともと私がこの問題で何回か一般質問いたしましたけれども、町長ご自身、簡単に申しますと、この問題は大変大事な問題だ、そういう認識であったと思いますので、今後、まだこれは時間がありますので、これからの夷隅の高等教育どうあるべきなのか、それに対して、方向性を持って県教委とあたっていただくということが、やっぱりこの地域のこれからの子供たちをどうつくっていくのかということで大事な問題になってくると思いますので、これは町長以外にちょっとないと思いますので、これについてはどうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご承知のように、夷隅郡市内には大多喜高校がありまして、若潮高校があのような形で残り、また大原高校へというようなことですが、今までの経過を見ますと、やっぱり感じていらっしゃる通り、それぞれの温度差といいますか、なかなか統合した地域の教育、高校教育はどういう形でまとまりをつくっていくのかというようなことについて、非常に難しい部分もあるかと思いますが、いずれにいたしましても、ご指摘の点はそのとおりだと思いますので、いろいろな会議が、管理者会議とか、いろいろなほかの会議もあって、2市2町の市長、町長が集まりますので、そういうときに、懇談の場でそういった内容をお話し申し上げて、果たしてどういう形でそれが可能なのかということは、私も今後協議して、お話をしていきたいと思います。

○3番（石井芳清君） わかりました。基本的には同じ認識を共有されていることで理解をいたしました。

それぞれの首長さんが、どうも違う方向性、温度差が非常にあるという中で、このまま行きますと、下手したら夷隅郡市は高校1校になってしまうのではないかとということも多分にあるのが、私はちょっとこの間の経過だと思いますので、意見は違ってもいいと思うんですけども、そうしたものを踏まえて、お互いが問題意識を共有するということにぜひ取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、次に移りたいと思います。

先般、学校訪問をさせていただいた中で、中学校と小学校から、具体的にご要望をいただきました。ちなみに、中学校からは4点にわたって要望をいただきました。1点目が財務システムの導入、2点目がグラウンド、校庭等に鉄棒の設置、それから3点目が職員玄関にひさしの設置、それから4点目が学校用務員の配置であります。

御宿小学校からは8点わたって具体的要望をいただきました。1点目が洋式トイレの設置であります。現在2階しかないということで、これをできれば各学年、各階にというようなご要望であったと思います。それから、トイレの天井の雨漏り、漏水の点検改修、それから3点目が校舎裏にあります用具倉庫の改修。これはかなり傷んでおりまして、改修というよりも、もう交換するしかないのかなというような状況でありました。4点目が体育館の窓ガラスの固定の修理、すき間があいているということで、パッキンですね、これがかなりもう傷んでいるということのようでございます。それから、5点目が校庭ののぼり棒の改修、それから6点目が廊下つり両面時計。つり時計が廊下にあるわけですがけれども、それが一部故障しているということでの修繕、それから7点目が体育館の暗幕の改修で、これは大分傷んでおるような状況でありました。それから8点目、これは中学校と同様の要望でございましたが、財務会計のシステム導入ということでありました。

これちょっとわかりづらいので、この内容、今、事務はどういうことをやっているのか、あわせて、この学校からの要望についてどう受けとめているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 小中学校から要望のございました財務会計システムの内容でございますが、現在、小中学校に町が使っている財務会計システムがつながっていないために、週に1度か2度、学校の事務員さんが役場に直接来て財務会計のシステムを入力するというような形になっております。ですから、学校事務の先生は役場と学校を往復することになりますし、また、学校でも職員がその間1人減りますので、いろいろな面で負担が生じるということで、直接中学校、小学校の校舎の中で入力できるような形にさせていただきたいというお話でございました。

いろいろな要望がございまして、その要望につきましては、今後また予算編成がございまして、優先順位を精査した中で、財政と協議を進めていきたいと考えているところですが、生活環境の変化への対応などから、学校からも強い要望のある児童用のトイレの洋式化、それからまた、安全面から体育館のガラスのパッキン、小学校裏の倉庫、遊具の改修などについてはできるだけ早い時期に対応できるよう進めていきたいと思っておりますし、ただいまお話のありました財務会計システムにつきましても、今年度、役場のパソコン等も入れかえを行っております、環境も整備されつつありますので、効率化して、先生方の負担の軽減を図っていければと考えております。

○3番（石井芳清君） 大体前向きな御答弁をいただいておりますが、1つ、中学校の用務員なんでありますけれども、たしか町内は、布施小学校は用務員は配置をしておるかと思ひます。中学校なんです、教員室と準備室と申しませうか、2階に教室の前、ちょうど中央部ですが、両方あると思ひますね。それで、そうしますと、大体先生方は、次の授業の準備を含めまして、その準備室と申しませうか2階のところに多くいらっしゃるのが実態だろうと思ひます。そうしますと、こちらの職員室のほうがゼロになってしまう、さっき言った財務会計システムも含めてそういうことが生じるということと、残念ながら、御宿中学校は、新築してから、例えば、外のベランダとかを含めまして施設を全面開放できていないというのが実態だろうと思ひますね。というのは何かと申しませうと、そういう防犯面とか、それから来客の対応とかを含めましてですね。

そういう面では、中学校から用務員の要望が出ておりましたし、それは多分小学校も同じだろうと思ひますし、前段で貝塚議員が、いろいろな子供を取り巻く環境の状態について一般質問をされておりましたが、そうしたことも踏まえて、地域の協力も鑑みながら、ぜひ用務員の配置というのを考えていただければと思ひますが、それについて改めて答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 学校用務員の配置ということで中学校のほうから、授業中に職員室に職員の数が少なくなつて、来客時とかそういったときに事務の手をとめなければならないというようなことで要望があったところですが、先ほど議員からご指摘のありました、そういった環境を整えるためにも、まずは財務会計システムの導入を進めて、事務員さんが学校から離れない、そういった体制づくりをまずは進めていきたいとは考えております。

○3番（石井芳清君） 順次行うということでありますが、今答弁いただきましたけれども、できることであれば、一つ一つ実施をしていただきたいと思ひます。せっかくこうして、先ほど、冒頭お話をいたしました、子供たちがたくましく育っているということで本当に感銘を受けましたし、ぜひそうした環境を引き続き保つて、優秀な人材を、しかも世界に羽ばたくそうした人材をぜひ御宿町から育てていただきたいことを要望申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村俊六郎君） 以上で、3番、石井芳清君の一般質問を終了します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、議案第1号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 議案第1号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

千葉県市町村総合事務組合規約の改正につきましてご説明を申し上げます。

本案は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である大網白里町が、平成25年1月1日から市制を施行し大網白里市になることから、千葉県市町村総合事務組合規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規程及び共同処理する事務にかかわる共同処理する団体に関する規程について改正が必要となりましたので、協議いたすものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、上段が改正案、下段が現行規約で、1ページから5ページにありますとおり、共同処理する13項目の事務について、「大網白里町」とありますものを「大網白里市」に、あわせて、共同処理する団体名の記述について、夷隅市の後に「大網白里市」と記述する変更をするものであります。

なお、大網白里町の市制施行にかかわる県知事処分は、平成24年10月16日に行われております。

以上のとおりです。よろしく願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、議案第2号 平成24年度御宿町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、平成24年度御宿町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の1ページ、第2条、収益的収入及び支出からご説明いたします。

支出額の第1款水道事業費用、第1項営業費用の金額2億8,585万3,000円に583万5,000円を追加し、水道事業費用を2億9,168万8,000円とするものです。

続きまして、3ページの事項別明細書にて説明いたします。

収益的支出の水道事業費用、営業費用1目原水及び浄水費は、浄水場の計測機器類の基板修繕を初め、給水ポンプ等の電源スイッチ設備の修繕等に406万5,000円を追加するものです。また、薬品費といたしまして、御宿ダムにおいてアオコの発生が収束しないことから、活性炭の投入量を増やし、においの除去を行うために62万円の追加をお願いするものです。

また、2目配水及び給水費におきまして、水道設備の故障等に伴う時間外対応が既定の予算に達してしまったため、以降の故障等に対応するため時間外手当を追加するとともに、浄水場及び給水設備における老朽化した鉄製の階段等の更新工事において、より経済的な工法検討を含む設計を行うため、合わせて36万5,000円の追加をお願いするのです。

次に、3目総係り費において、配水及び給水費同様に故障等に対応するための時間外手当の追加と、平成26年度予算及び決算から適用される会計基準の見直しに備えるため、ベースとなる固定資産台帳の整理業務について業務委託を行うもので、合わせて78万5,000円の追加をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

水道会計の補正予算ということではありますが、3ページ、原水及び浄水費、浄水場設備修繕ということではありますが、これがこの中で一番額的に多く、406万何がしという金額になっておりますが、詳細についてお伺いしたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 主に各種機器類の基板や計測器、ポンプ類の劣化等による部分的な修繕でございます。

主な修繕といたしまして、計器のデータを受信するテレメーターや中央制御システムの基板、水位計、給水ポンプ配電盤、塩素注入ポンプや給水ポンプ、フロート等の修繕となっております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

また、2目の配水及び給水費、また総係り費ということではありますが、例えば総係り費では固定資産台帳整理業務委託ということで、これは会計基準の見直しという説明を受けたわけがありますが、先ほどの原水及び浄水費における設備修繕費用、これは6月、9月にも似たような事案が、中身は違うんでしょうけれども、あったと思うんですね。

私は、東日本大震災があった中、水道原水の多元化、やはりこれは必要だと思うんですね。であるならば、やはり広域水道とともに町ダム含めたものの定期的な管理運営というものは、これは当然だろうと思うんですね。この間、私が覚えているところによれば、いわゆる会計上の問題で幾つかの計画をつくったわけでありましてけれども、しかし、現実的にはこういうふうには毎回、本来であれば3条ではなく4条として会計処理が必要だろうと思われるものが多々出てきますし、外から見ても相当老朽化が進んでいるのが実態ですから、であるならば、3条ではなくて4条で、基本的な資本整備という位置づけの中で大規模改修を行うということが、最終的には水道料金の低減化、逆に言えば高騰化を招かない、もしくは、突発の事故を招かないということになるんだろうと思うんですね。

ですから、会計基準の見直しということがあるようでありまして、そのための固定資産台帳ということではありますが、これは、固定資産台帳を整理することの作業というのは、私が今言ったいろいろな資産、ダムを含め、タンクを含め、そうしたものを全部見直しをするということでございますので、私はいま一度、御宿町水道事業について見直しをしていただいて、社会的整備、要するに後年度負担を含めて、長い期間の中できちんと安定して安心して安価な水を提供するという水道法の第1条、これがあるわけですから、これに照らした事業運営をしていくというのが、私は本来の運営の仕方だと思いますし、そのために特別会計になっていると思うんですね。特別会計として独自運営をされていると。ですから、単純にその年度だけの会計のプラス・マイナスもしくは赤字を縮減することが目的じゃないと私は思うんですね。

世界的に見れば、例えばイギリスが国営から民営化した中で、都市の大規模開発、要するに高層階への水が供給できなくなった。それから、管路が古くなって破裂をしたというのが多発しているということでもあります。それから、アメリカはちょっと違いますけれども、電力が民営化されているために、施設が古くなってしまって、新しい電気、大電力を送れなくなって大規模な停電が起きたということで、世界にはそうした事例がたくさんあるではないですか。そうした事例をひもとくまでもなく、やはり御宿町として、これまでの惨事という中で、修繕という中でとらえてきましたけれども、ここに至っては、ちょっと私はそういう状態じゃないと思いますし、設置からかなり年限がたっておるわけでありますから、そういう面で、来年度に向けまして水道事業としても大胆な見直しを図っていくという考えが必要だとこの予算を見て思ったんですが、それについての担当のご意見を伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 議員さんご指摘のように、今回のような設備の機器類等の部分的な修繕につきましては、営業費用における修繕等で対応していたところでございます。ただ、設備のほうの耐用年数、修理履歴等によりまして、計画的に建設改良費による施設の更新、改良を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第8、議案第3号 平成24年度御宿町国民健康保険特別会計

補正予算（第2号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、平成24年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明をさせていただきます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出予算に4,676万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ12億6,387万3,000円とさせていただきますのでございます。

主な内容につきましては、歳入では国民健康保険税の減額と、歳出では保険給付費及び諸支出金の増額で、繰越金を充当し収支の均衡を図りました。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入からご説明いたします。5ページをご覧ください。歳入の明細についてご説明いたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額600万円の減額は、介護納付金及び後期高齢者支援金の現年度課税分でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額200万円の減額は、医療、介護、後期高齢者における現年度課税分でございます。予算編成時は税率改正も想定した額で計上しておりましたが、税改正分を平成23年度繰越金により精算することで、医療、介護、後期高齢の現年度課税分を減額することといたしました。

次段におきまして、4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、補正額1,321万2,000円の増額は、退職被保険者の医療費に係る交付金で、現年度分につきましては、交付決定によるものでございます。過年度分につきましては、平成23年度の実績報告により追加交付の額が確定したことによるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額25万5,000円の増額は、国保担当職員の共済費の増額の財源として一般会計から繰り入れを行うものでございます。

次段におきまして、9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、補正額4,129万5,000円は、平成23年度繰越金を充当し収支の均衡を図りました。

続きまして、7ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額25万5,000円の増額は、人事異動による国保担当者の共済費の増額でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額3,784万2,000円の

増額は、特殊な医療費の支出によるものではございませんで、本年4月の医療費の改定や高度医療等による増額でございます。

2目退職被保険者等療養給付費は、歳入の療養給付費等交付金の増額に伴い、財源更正でございます。

4目退職被保険者等療養費、補正額22万7,000円の増額は、退職被保険者の療養費の増額によるものでございます。

3款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額587万8,000円の増額及び2目退職被保険者等高額療養費、補正額236万円の増額は、高度医療や医療費の一部改正により高額療養費が前年度と比較いたしまして増加しておりますので、増額補正をするものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目被保険者保険税還付金、補正額20万円の増額は、遡及資格異動等によりまして前年度分保険税を還付するものでございます。

以上で説明を終わります。

なお、本補正予算につきましては、平成24年11月2日に開催されました国保運営協議会にてご承認をいただきましたので、ご報告をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩します。

（午後 2時01分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時17分）

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第9、議案第4号 平成24年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第4号 平成24年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明をさせていただきます。

今回提案いたします補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ885万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を8億4,997万1,000円とさせていただきます。

主な内容といたしましては、介護予防給付費の居宅介護サービス費の増加に伴いまして不足が生じることから、追加補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の4ページをご覧ください。歳入よりご説明いたします。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、平成23年度繰越金885万5,000円を充当いたしまして収支の均衡を図りました。

続きまして、5ページの歳出をご覧ください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2目介護予防サービス等諸費874万3,000円の増額は、要支援者の居宅介護サービス利用者の増加に伴うものでございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金11万2,000円の増額は、国庫金の精算により追加返還が生じたので計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

介護保険特別会計補正予算ということですが、5ページ、介護予防サービス等諸費という中で介護予防サービス給付費874万3,000円という補正額ということですが、内容

は要支援ということで利用者の増ということではありますが、この要支援の内容、それから直近で何名の方がご利用していただけるのか、あわせてご答弁いただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 要支援者数といたしましては、要支援1と2の2つに分けてございます。いわゆる介護を必要とする前の予防によりまして対応するというのが要支援の意味合いでございます。こちらにつきましては、当初、要支援1、要支援2を含めまして67名の方を予定しておりましたが、ここに来まして22名の増がございまして89名となりました。このまま増えますとサービス給付費が不足するという見込みが出ましたので、補正をお願いするところでございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第10、議案第5号 平成24年度御宿町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第5号 平成24年度御宿町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ1,800万円を追加し、補正後

の予算総額を35億7,178万5,000円と定めるものでございます。

主な内容につきましては、福祉サービスの利用者増に伴う扶助費や法改正に伴う予防接種経費の追加、さらには、旧教職員住宅解体に係る設計費のほか、庁舎や学校などの施設修繕等について追加補正を行っております。補正財源といたしましては、福祉扶助費や予防接種経費に係る国・県支出金のほか、平成23年度からの純繰越金865万1,000円を充て収支の均衡を図りました。

それでは、補正予算の各費目にわたります詳細につきまして、予算書の事項別明細書に沿ってご説明をさせていただきます。5ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございますが、12款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金4万1,000円は、老人福祉における生活管理指導短期宿泊事業に係る利用者の負担金であり、利用日数が当初予定を上回ることから、年度末の利用日数を勘案し追加するものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の272万5,000円でございますが、更生医療に対し国が2分の1を負担するもので、利用者の増に伴う追加でございます。

3項国庫委託金、2目民生費委託金94万5,000円ですが、国民年金業務において、25年4月より関係届け出書の一部を紙媒体から電子媒体で報告することに伴うシステム開発、また、国民年金保険料免除基準等の改正に対応するためのシステム改修等に対する委託金でございます。全額国が負担するものでございます。

なお、国民年金保険料免除基準等の改正対応システム改修においては、先の機関係システムの告知に合わせ作業が完了しており、実績に伴い交付決定を受けるものでございます。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金でございますが、136万2,000円の追加。国庫負担金と同様、更生医療の利用者の増に伴う追加であり、県が4分の1を負担するものでございます。

6ページに移り、2項県補助金、3目衛生費県補助金65万円ですが、がん検診推進における国庫財源を伴う県補助金で、基準額の2分の1について補助を受けるものであり、9月に内示があったことから追加するものでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、平成23年度からの純繰越金で、865万1,000円を追加し収支の均衡を図りました。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入362万6,000円でございますが、後期高齢者医療給付に係る広域連合からの返還金であり、23年度の実績に伴う精算でございます。

以上、歳入予算として合計1,800万円を追加して補正しております。

続きまして、歳出予算についてご説明させていただきます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費は、議会だよりの編集において、ページ数が当初見込みを上回り印刷製本費に不足が生じることから、11 節需用費で29万円を追加するものでございます。

2 款総務費でございますが、1 項総務管理費、1 目一般管理費の5万円の追加は、職員の児童手当に係るものであり、子供の出産に伴う支給要件の増によるものでございます。

3 目財産管理費299万3,000円の追加ですが、内訳といたしましては、役場庁舎の空調設備や火災報知について、老朽化に伴うふぐあいを生じていること、また、町民バスが故障し緊急に修繕が必要なことから、11 節需用費で53万1,000円を追加するものです。13 節委託料ですが、旧職員住宅の解体に伴う設計委託費であり、御宿中学校体育館の完成を迎えるにあたり、周辺の景観環境に配慮する必要があることから追加補正をお願いするものでございます。

15 款工事請負費200万円につきましては、10 月下旬の大雨により保健センターの雨漏りが発生し、緊急対応を要することから、追加をお願いするものでございます。

4 目企画費ですが、13 節委託料の10万円は、電柱移転に伴う光ファイバーの添架移転を行うものでございます。

5 目諸費ですが、19 節負担金、補助及び交付金24万9,000円は、各区防犯灯補助において、電気料の値上げに伴う総額の追加でございます。

2 項町税費、1 目税務総務費でございますが、町県民税において、年金型生命保険所得にかかわる特別還付等により不足が見込まれることから、23 節償還金、利子及び割引料で25万円を追加するものでございます。

8 ページに移り、3 款民生費でございますが、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費ですが、13 節委託料につきましては、歳入予算にて説明いたしましたとおり、国民年金業務において25年4月より関係届け出書の一部を紙媒体から電子媒体で報告することになり、新たにシステム開発が必要なことから56万7,000円を追加するものです。28 節繰出金25万5,000円は、人事異動により年度末までの共済費に不足が生じることに伴う国庫会計への追加繰り出しでございます。

2 目老人福祉費ですが、7 節賃金につきましては、緊急通報装置の設置がえに伴うものであり、円滑に設置作業を進めるため、事前説明等きめ細かな対応を図るため臨時職員賃金22万4,000円を追加するものでございます。13 節委託料31万2,000円でございますが、歳入予算にてご説明いたしましたとおり、老人福祉に係る生活管理指導短期宿泊事業において、利用日数を当

初28日間で見込んでいたところでございますが、10月までで20日間程度上回っていることから、年度末までの利用日数を見込み、追加補正するものでございます。

3目心身障害者福祉費852万円の追加でございますが、内訳としまして、20節扶助費で545万1,000円は、歳入予算にて説明しましたとおり、更生医療において、新たに2名の利用者が増えたことに伴う追加でございます。23節償還金、利子及び割引料306万9,000円は、平成23年度分の障害者自立支援給付費負担金及び障害者医療費国庫負担金の実績に伴う精算返還金でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございますが、職員の産休に伴い、新たに臨時職員を雇用することから、社会保険として4節共済費で8万9,000円を追加するものでございます。

2目予防費120万円の追加は、予防接種法の改正により、新たに不活性ポリオ予防接種が定期化になるとともに、3種混合ワクチンから4種混合ワクチン予防接種に移行することに伴い、年度末の接種費用の不足分を追加するものでございます。

3目環境衛生費55万7,000円は、先ほどご説明しましたとおり、職員の産休に伴い、新たに臨時職員を3月まで雇用することから追加するものでございます。

4項清掃費、1目清掃総務費は、指定ごみ袋制度の導入などにより、時間外勤務手当等に不足が生じたことから、3節職員手当で32万2,000円を追加するものでございます。

2目じん芥処理費は、補正予算第3号にて、指定ごみ袋制度の導入に伴う生ごみ処理機の補助について追加補正のご承認をいただいたところでございますが、申し込み状況から、予算現計に達することが予想されることから、年度末まで5件分をさらに見込み、19節負担金、補助及び交付金で15万円の追加補正をお願いするものです。

6款商工費、1項商工費、3目観光費の60万2,000円でございますが、3節職員手当13万2,000円は、アクアラインマラソンや各種観光キャンペーンなどの積極的な取り組みにより不足が生じたことから追加をお願いするものでございます。13節需用費でございますが、町内の公衆トイレにおいて浄化槽用ポンプの故障が生じ、衛生的な施設管理に支障を来すことから所要額47万円を追加補正をお願いするものでございます。

7款土木費、3項住宅費、1目住宅総務費の25万3,000円ですが、内訳としまして、岩和田団地において床や畳など経年劣化に伴う修繕が必要なこと、また、便槽へ汚水が流入しているおそれがあり点検が必要なことから、11節需用費及び13節委託料でそれぞれ所要額を追加するものでございます。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費ですが、11 節需用費62万9,000円は、消防用設備点検により、消防用ホースの取りかえの指摘を受けたほか、体育館ステージどんちょう設備の老朽化により開閉ができなくなったことから、修繕経費を追加するものでございます。

3 項中学校費、1 目学校管理費でございますが、既存体育館の外壁修繕など、当初予定していなかった修繕が生じ、既定予算にて緊急に対応したことから、11 節需用費で7万4,000円を追加補正するものでございます。

2 目教育振興費、19 節負担金、補助及び交付金19万3,000円でございますが、卓球部、柔道部、陸上部、英語スピーチ部門において千葉県新人大会に出場したことから、大会会場までの交通費について補助するものでございます。

5 項保健体育費、2 目体育施設費ですが、電話料に不足が生じることから、年度末までの執行を見込み、12 節役務費で2万1,000円を追加するものです。

以上、歳出予算総額1,800万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を35億7,178万5,000円とするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9 番、瀧口義雄君。

○9 番（瀧口義雄君） 9 番、瀧口です。2 点ばかり質問させていただきます。

8 ページの生ごみ減量化補助15万円。課長が説明してありましたように、これは、指定ごみ袋に移行する中でそういう不足が生じてきたという中なんですけれども、6 点ばかり。この補正は指定袋制に移行したことが影響しているのかと。また、この補正額15万円を入れて総数でどのくらいになるのか、これ5 台分を足してですね。それと、補助総額がどのくらいになるのか。また、この生ごみ減量対策で実数はどのくらい減量効果があったのか。この指定ごみ袋制になってからの現状、状況をお聞きしたいと思います。それと、この補助事業を、これは民間だけですけれども、事業者にも、事業所に拡大していく予定はあるのか。予定がなかったら、やる気はあるのかと。

それともう一つは、前にも一般質問でしましたけれども、広域ごみ処理施設の建設がスタートしています。そういう中で、建設費の負担率は生ごみの率も加算されるという中で、樹木のチップ化、芝などの堆肥化を推進する意向があるのかと。それと、そういう中で、具体的に来年度予算にそういうものを計上していくような考えがあるのか。この6 点。

○議長（中村俊六郎君） 建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、ちょっと順番が前後してしまうかもしれないので

すけれども、ご説明させていただきたいと思います。

まず、生ごみ処理機の現状ということでございますけれども、実際、指定ごみ袋導入後ですが、現在のところ、ごみ量全体で約2割程度のごみの減量化の傾向が出てございます。その中でも、燃えるごみにつきましては2.5割程度の減量化ということで、清掃センターからは報告をいただいております。

生ごみ処理機につきましては、先般、補正予算をお願いいたしまして、現状46万5,000円ですけれども、今回の補正で15万円の追加をいたしまして、合計で51万5,000円ということになります。現在のところの実績は、生ごみ処理機で13台、コンポストで11台というような実績になってございます。

生ごみ処理機自体の減量の効果ということですが、具体的な資料が手元にはございませんので、改めて、また後でご報告したいと思います。

続きまして、事業者向けの樹木、木枝等の減量化の対応ということなんですけれども、現状は、生ごみ処理機等によりまして生ごみの減量化という形で取り組んでいるところではございますが、さらに樹木の減量化ができれば、ごみ全体の減量化に非常に大きな効果ができるということで、今後、こちらについては具体的な方法等について検討していきたいとは考えております。

また、来年度の予算ということですが、現状、まだ担当課内での検討中ではございますが、ある程度草木を裁断できるような機械を購入して、そういった取り組みの試験的なことができないかということで現在のところは考えているところでございます。

広域につきましては、現在、これからの総合……

(瀧口議員「それは聞いていない」と呼ぶ)

○建設環境課長(佐藤昭夫君) よろしいですか。

広域ごみ……

(瀧口議員「事業所に対象を拡大する気はあるかということ」と呼ぶ)

○議長(中村俊六郎君) 9番。

○9番(瀧口義雄君) いっぱい言ってしまったもので申しわけない。

事業所にこの生ごみ処理機、事業所用の生ごみ処理機を展開する気はあるかという質問と、先ほど13台と言ったのは今年ですよ。通年でどのぐらいあるのかと、今までの実績として、その2点。

○議長(中村俊六郎君) 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 生ごみ処理機ですけれども、手元に本年度中の資料しかございませんので、現在のところ13台の実績がございます。

事業所につきましては、事業所のほうで、家庭用の生ごみ減量化ということでは現行の制度を使えると思うんですけれども、もっと大規模な生ごみ処理機ということになりますと、内容のほうも規模が異なってまいりますので、今後引き続き検討はしてまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） よろしいですか。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 瀧口です。

指定ごみ袋制になってからの状況。それともう一つ、今言ったんですけれども、事業所を対象というか、当然家庭用じゃない、大きくなると。それは共同でやるのか、個人事業所で買ってもらえるのか、そういう形の検討をしていただきたいということです。

○議長（中村俊六郎君） 課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 指定ごみ袋の影響ということですが、先ほどご紹介いたしましたとおり、ごみの減量化の傾向が、総量で約2割程度の減量の傾向が出ているということで、現場のほうからは報告をいただいております。

事業所向けの生ごみ処理につきましては、生ごみの処理によっては産業廃棄物等に該当するものもある状況もございますので、その辺につきましては慎重に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ちょっとかみ合っていないんですけれども、それはそれでいいでしょう。

もう一点、9ページの土木費、岩和田住宅に関する25万3,000円について。この質問の趣旨は、これは特定公営住宅として昭和40年に建設して47年経過していると。今、木原課長も言われたように、経年劣化という言葉が使われております。そういう中で、この岩和田団地は人が生活する住宅です。公民館や児童館などと違って住民が利用する公共施設ではない、人間が住んでいるという団地、住宅です。そういう中で経年劣化が激しい、トイレも前時代的な代物ですと。

そういう中で、この町営住宅長寿命化計画にのせ、10カ年総合計画、また、5カ年アクションプランに取り入れていただいて、それで昨年承認されました公共施設関連の基金がありま

すよね。そういうものを積み立てて、これを違う形にするような考えあるかというのがこの質問の趣旨です。

細かく聞いていきますけれども、まず、この公共施設の管理、改修のあり方についてお聞きしたいんですが、岩和田町営住宅、通称、私たちは漁民アパートと言っておりましたが、これは底地は組合の所有ということは承知しておりますが、経年劣化も激しくて耐震検査もしていないと聞いております。現在、見直しの地域防災計画では、震度6弱、津波の8.1メートルを想定していると聞いております。そういう中で、これは今、私が言いましたけれども、建設年度、構造、敷地面積、部屋数、現在の世帯数がどのぐらい入っているかと。それと、建設に至る経緯と補助金等の関係を含めて建設費、それがどうなっているかと。

漁民アパートから岩和田団地へと名称変更がありました。この経緯及び家賃と、水産振興費ですか漁業振興費、そういう形の中でキックバックが行っていたと。これについての説明と、これくらいにしておきますか。まだ5つぐらいあるんですけれども。じゃ、続けて読みます。

じゃ、現在、町民が生活する中で、この岩和田の団地についてどのように対応していくのかと。50年何も手をつけていないと。木原課長、毎日あなたは通っているんですけれども、どう思うのかと。

同じく経年劣化した公共施設、特に昭和56年以前のことについて、策定中の御宿町総合計画においてどう位置づけされているのか、位置づけするのかと。これに関連して、公共住宅の建設、運用を検討していただきたいと。

これは、町民のセーフティーネットというのは大切です。しかし、この御宿町における貸しマンション・アパート代は、近隣市町村から見ると相当高いです。長野県の下條村の例を挙げるまでもありませんが、定住化の施策として大変キーポイントになるのではないかと考えております。策定中とはいえ、この10年スパンの御宿総合計画にこれを加筆する気はあるのか、また、加筆すべきではないかと。

この岩和田団地に関して、ほかの市町村と違い、御宿町は大変町有地が多うございます。移転して建てかえるのか、あるいは家賃補助して転居していただくのか。居住者の意向も大変大切だということは承知しておりますけれども、まとめてお答えいただければと。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、岩和田団地の経過、それから先ほどお話しありました町営住宅の長寿命化計画につきましてご説明させていただきたいと思っております。

まず、岩和田住宅の建設年度、こちらは昭和40年となります。構造は簡易耐火構造2階建

て、補強コンクリートブロック造りとなっております。敷地面積は約2,785平方メートル、建築面積596平方メートル、延べ床面積1,192平方メートルです。部屋数は4棟24戸で、現在の世帯数22戸となっております。

続きまして、建設に至る経緯といたしましては、昭和40年当時、漁業従事者の就労環境の改善のため町営漁民住宅として24戸が整備されております。当時は、管理は漁協が行い、家賃を一括徴収し町に納入してございました。建設費といたしましては、事業費約3,200万円、うち補助金が約1,900万円、起債400万円、一般財源が約900万円となっております。

町営住宅としての経緯は、建設当初は特定目的住宅として漁業従事者向けの住宅として整備されましたが、平成9年6月の定例会にて、平成8年8月31日から施行された公営住宅法の一部を改正する法律を受けまして御宿町町営住宅管理条例が制定され、矢田、富士浦、岩和田住宅が町営住宅として平成10年度から管理されることになっております。

岩和田住宅につきましては、現在のところ、家賃につきましては、1戸当たり月額7,900円から1万3,500円程度の幅をもって家賃となっております。

それから、岩和田団地の今後の計画でございますけれども、ご指摘のとおり、現状でも修繕費が増加している状況等がございます。このために、平成25年度に公営住宅等長寿命化計画によりまして、維持管理による修繕・改善の判断により長寿命化のための維持管理計画を策定することとなります。こちらのほうで建替えと判断されたときには、建替え事業の実施方針を策定することとなります。その後、地域住宅計画に計画することにより、地域住宅交付金の対象として事業を実施することが可能となっております。

また、定住化に資する公営住宅の運用ということでございますけれども、こちらのほうにつきましても、担当課といたしましては、まずは、老朽化した公営住宅の整備に計画的に取り組みたいと考えてございます。

以上のようなことで、岩和田団地の整備につきましては、現時点では明確な方法については申し上げることができませんけれども、平成25年度の長寿命化計画におきまして、岩和田団地の現況評価、今後のあり方について整備方針をまとめ、整備方針におきまして建てかえの場合は、用地ですとか間取り、現在の住宅の取り扱いなど諸条件の調整、また、家賃補助等、他の手法との経済比較等によりまして、財政負担の軽減と持続可能な公営住宅の運営について検討をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 平成10年まで、家賃を組合で集めて、入居者も組合に委託していた

と。本来、じゃ、あれは町のものだという中で、登記簿は、登記簿謄本ですね、これは、公的なものは必要ないということは承知しておりますけれども、これは底地が組合のもので。本来、権利義務をはっきりさせるために登記すべきものなんです。役所なんかは必要ないですけどもね。これは底地がという中で登記簿謄本ないということなので、権利義務がはっきりしていないという中で、組合のものという感覚を御宿の人はずっと持っていた。ところが、これは現実には町のものだと。名称は条令の改正でただけだということの中で、じゃ、通年二百五、六十万円の家賃が町に納められている。前は納められていなかったという話を聞いています。そのまま使っていたという話も聞いていますけれども、同額がキックバックされていたと。これは総額でどのぐらいになって、どういう理由で行って、どういう用途で使っていたのか。あなたが計算したように大体1億2,000万円ぐらいになると。普通の振興ではないと。藤原観光課長。

○議長（中村俊六郎君） 藤原課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 水産振興のところでは予算は実際組んでいなかったですけども、ただ、私の知っているところでは、昭和40年代の建設のときに、岩和田の漁業組合のほうで補助裏負担を出したということは聞いています。その中で、減価償却費について町で、平成9年から10年、ちょっと資料を持っていませんが、名称を変更したときに、町のほうでその分を減価償却価格代として支払ったということでは理解していますけれども。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 佐藤課長、あなたのは建設の補助金とちょっと食い違っています。あれは町のものだとあなたは言っているけれども、現実的には組合が、それを減価償却とかなんとか言っていますけれども、町のものに対して減価償却なんかないんだよ。所有権が町で、簡単に言えば、他人のうちはあって、人が金を出して減価償却という話はあるんだよ。この1億2,000万円はどうしたの。過去の話ですけども。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） すみません、1億2,000万円というのがちょっと。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（午後 2時51分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） これは後で調べて報告してください。過誤もお互いあるかもしれませんが、よく精査して報告をお願いします。

という前に、あなたには3週間前に書類を出しているということはつけ加えておきます。

それともう一点、企画財政のほうにお聞きしたいんですけども、これは町長もそうなんです。これは人が住んで生活している住宅なんです。これについては、総合計画にちらっと1行入っていますけれども、これを総合計画にのせ、長寿命計画とか云々言っているのも、計画で行かなければいけないのも承知しています。そういう中で、総合計画アクションプランにのせていくと。10年放置してありますからね。あなたは毎日そこを通っている。そういう中でどうするのかと。

要望があれば、大きな声を出せば要望が通っていく、こんな政治であってはいけないだよ。住んでいる人は、そういうことはなかなか言いがたいですよ。そういう声を拾っていくのが政治ではないんですか。それはあなたに言う話じゃないんですけども。

保育所とか、徒党を組んで要望を出せば要望が上がっていくと。これだって津波の最前線にありますよ。そういう中で優先課題はこれじゃないんですか。人が365日24時間住んでいる。これを50年間放置した。今になって、長寿命計画だ何だかんだ、本当に建物のスクラップ計画という恐ろしい名前ですけども、それを見ても、住宅施設では最悪の状態です。それを一つつけ加えておきます。

それで、担当課長に、木原課長に、どうするのかということ。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議員ご指摘の岩和田団地についても、かねてからの議論の中で、例えば町の耐震計画の中でも今回は対処しないこととなっています。ただ、それをどうするかというのは、内部でも検討してしまして、指示もしているところです。具体的に、岩和田団地も含めて、町にかなり古い施設もありますので、既存の施設の統廃合、また廃止について効率的な運用を進めていくということになっております。具体的には、事業化したアクションプランの中に盛り込んでいくということになります。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） あなたは耐震をやっていないと平然と言っているんだよね。人が住ん

でいるんだよ、それで計画もないんだよ。後ろでは長寿命計画を立てて、それから住宅云々、あと補助金の申請云々という話。片方は、保育所は、があつと騒いだら建設等何とか委員会を立ち上げると。これは何もない。50年間も落ちている。今のあなたの言葉はちょっと解せない。言っている意味わかりますよね。はっきりと、私たちは対策を怠ってきたとはっきり言ってしまえばいいんだよ。これは私たちがどうのこうのと言えればいいんですよ。ほかの施設は人が住んでいないんですよ。例えば、新町の消防庫だって確かに古い。今、それは隣にいる人たちが計画でやっています。

そういう中で、私が言っているのは、人が、22世帯の御宿町民が住んでいるんですよ。津波だ何だかんだ騒いでいるさなか、これが一つも取り上げられない。あなたたちも取り上げていない。だから、どうなんですかという中で、古い施設もあってどうのこうのじゃなくて、これを最優先に取り上げなければおかしいでしょう。生きている人が住んでいるんですよ。ほかの施設は利用者が使うんですよ。そうじゃないんですか。

基本的な立場が違いますよ。憲法の条文までは持ち出す気はありませんけれども、基本的なスタンスが違ってきます。最低の生活水準とかそういうことは私は言いませんけれども、50年間放置したのはあなたのせいじゃないんですけれども、そういう姿勢で政治に、また予算化していく事業に取り組んでいかなければいけないのではないですか。たまたま来年度、総合計画アクションプランがあるから、それに盛り込んだらどうかと。後ろの人は、やれ長寿命計画だ何だかんだ、滑った転んだ言っているけれども、トイレだって、隣の人に聞けば、劣化してもう補修のしようもないと。そういう状況の中で、これを放置すること自体が怠慢ですよ。木原課長。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

（瀧口議員「町長いいよ から」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 岩和田団地については、この経過の中で、正確な年度はわかりませんが、平成13年程度にやっぱり雨漏り、また外壁の国庫補助を受けてやった事業がございます。その辺の経過と、今、議員からご指摘があった実態を踏まえて早急に内部検討していきたいと思います。それには、やはりご質問にもありましたけれども、家賃補助も含めた中でいろいろと検討していきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 検討していくというのはわかるんですけども、貝塚議員も前に質問した中で、要するに私の言っているのは、新たに総合計画にのせるのか、アクションプランにのせるのかと。それも長寿命計画にのせて云々といったら、それはもうのせ切れなくなるよ。町全体の中の計画の中に組み入れなければならない話だよ。それをあなたは検討していくと言ったら、あなたはいなくなってしまうよ。今協議しているんだもの、それに、検討課題に出せばいいじゃない。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 先ほどの長寿命化計画でございますけれども、実際に平成25年度、ほかの団地の修繕計画等もございますので、全体で町営住宅の修繕費がかさんでいる状況がございます。その中で、修繕をしていく住宅、それから、場合によっては建てかえに至る住宅ということで、一たんは整理をすることになります。

その中で、具体的にどの程度の事業費、それから、用地の問題ですとか、さまざまな問題を調整する必要がございますので、25年度にある程度実施方針等を固めまして、概算事業費等がある程度検討した上で、総合計画の中に盛り込むよう担当課としては出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

7ページであります、一般管理費、財産管理費、今も類似の質疑があったばかりであります、この中の13節委託料、解体設計委託ということでございますが、いま一度この内容をお伺いしたいと思います。

それから、あわせて庁舎補修工事なども似たような案件でございますので、あわせて詳細な説明をいただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 財産管理の13節委託料につきましては、中学校、国道手前にあります教職員住宅3棟の解体の設計委託でございます。これについては、昭和48年に完了しまして、現在は空き家になってかなり老朽化しているという建物でございます。1棟当たり45平米を3棟ございまして、それについて、従来から議会でもご質問がございましたが、中学校の旧体育館の解体時期にあわせて、景観上、また防犯上も含めまして解体をしてまいりたいということで、まずは設計委託を委託するものであります。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 庁舎補修工事の200万円でありますけれども、庁舎につきましては、19年目を迎えておるという中で、今回、10月の雨によりまして、保健センター玄関入り口の屋根から雨漏りが生じたということであります。原因を探りましたら、保健センターの入り口の2階の屋根部分、これが陸屋根になっておりまして、防水シートが36平米ほど敷いてあるわけですが、すべて劣化してしまったということが主な原因であります。これによりまして浸透して、1階の通路部分の天井部分に雨漏りが生じているという状況でございます。工事につきましては、まず、防水シートの張りかえでありますとか、天井の塗装、それとあとサッシとのジョイント部にすべてシールの打ちかえをするであるとか、1カ所、トップライトのガラスにひびが入っているというようなことも今回の調査でわかりましたので、この交換をさせていただく内容となっております。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

解体設計であります、中学校前の旧職員住宅の解体のための設計委託ということで了解いたしました。これは、今、説明もあつたとおりに、体育館の取り壊しと一緒に対応したいということですが、これは、この間、中学校の本体、また体育館などについて、少しでも地元仕事を回すことができないのかという要望が各議員から提案をされていたと思います。これらについては、もう個別発注すれば、事業の内容については町内の事業者で充分賄える案件ではないかと思っておりますので、その発注方法について、それを検討いただきたいということですね。

それから、この間も一般質問などでこれらもされておりますから、今後の扱いについてもそのときされたかと思っておりますけれども、この旧職員住宅を撤去した後の用地の利用というのは、現在、担当ではどのように考えているのかということ伺いたしたいと思います。

それから、庁舎関係であります、どこの庁舎も大分傷んできたようですね。当時、私はこれ、約40億円ですか、含めれば10億円というふうに私自身は言っているんですけども、当時、多分都庁よりも住民1人当たりの単価が高いというようなことも引用させていただいたわけですが、そのとき町側から、これを50年使えば、そういう考え方もあるんだよというような説明を当時の執行者から説明として受けたわけがあります。

しかし、物理的にはもう傷んできているのは当然でありますし、当然それについて補修とい

うのは当たり前だと思いますので、速やかに対応とっていただきたいと思うわけでありませうけれども、あわせて、この間、総合計画の住民懇談会の中で、いわゆる調理室、ここが非常に窓が小さくて風の抜けが悪いということで、もう真っ黒なかびが非常に多く生えてしまうということで、衛生上大変問題ではないかというようなご指摘もいただいたところだと思います。

それから、もう一点、その調理室の上に、いわゆる職員の皆さんが主に使われる図書室というんですか、それがあろうと思うんですけれども、今、皆さんの執務状況を見ていますと、ほとんどインターネットですね。パソコンでいろいろな国や県の計画とかというものをほとんど入手されているということで、余り利用されていないのではないかという感じがするんですね。であるならば、町民利用を踏まえて、なかなか会議室もあるようでないのがこのうちの役場です。ですから、あわせて調理室の改修と、それから、図書室について、今後やっぱりもっと利用できるような状況を考えてらどうかと思うんですね。

それから、下の保健センターのほうは、やはりちょっともうこの時間になると、電気をつけても非常に暗い感じがします。あそこについても、例えばトイレに行くにしてもちょっと暗いんですね。ですから、少なくとも人が通ったらつく、今の簡単に人を検知して電気がつくとかあるじゃないですか。そうすればもっと明るい電球をつけることもできると思いますので、ちょっとその辺もあわせて、やっぱりこの庁舎のあり方、もう大分たちますので、先ほど中学校のひさしの話もちょっと出ましたけれども、この庁舎そのものもかなりいろいろな問題を抱えながら今日まで来てしまっているというのがありますから、そういう結構大きな改修が増えてきましたので、今後、去年なんかも、この空調施設を500万円以上もかけて直しているわけですよ。そういうことも踏まえて、やっぱりこの庁舎のあり方も有効利用を踏まえて、先ほど議論されたのは庁外なんですけれども、この本体そのものもあると思いますので、ちょっとその辺は検討が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） ただいまのご指摘をいただきました調理室の換気については、これは建設当初からの課題となっております。常時、換気扇を回すなどして対応しておりますが、それでは雨期等について対応できないというようなことであります。

今回、コンサルに技術提案をしてくれということで、来年度予算に向けてその辺の提案をしていただくようになります。可能であれば予算計上させていただきたいとは考えております。

あわせて、図書室の利用、現在はペーパーレス化になっていますので、果たしてあのような活用が必要なのかどうかということは、庁舎内の会議を開いて、今後もっと有効な活用が

できるかどうか検討していきたいと思います。

もう一点、保健センターの館内照明につきましても検討を進めていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 解体工事ですが、設計金額の想定が、やはり町内業者でできる範囲だと思いますので、発注については、地域振興を含めて、それに合えば極力そうしたいと。

それと、跡地については、この土地自体が大体450平米程度ございまして、昨年の段階で教育委員会に学校としての活用については問い合わせをしましたが、当面は学校としてはないという回答を得ています。将来的な道路の拡幅の用地等もございませうけれども、その間、内部で有効活用できるかどうかは検討してみたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

教職員住宅の土地利用でありますけれども、これは、総合計画のいろいろな議論の中にもございましたが、やはり子供たちの送迎などのスペースとか、それから、今言っている部分が、朝の時間帯、優先道路ということで時間指定になっていますよね。そんなこともありますし、それから、中学校の正門というのは、ご存知のとおり南側に今度正式になると思います。ですから、なるべく早く、この間も申し上げましたけれども、都市計画道路を施工するまでもなく、必要な対応というのは私はその範囲内で、範囲内ですよ、できると思いますから、どんどんやるべきだと思うんですね。この間も言いましたけれども、高山田に出ていくあそこの町の道路だって、正式な待避所ってないんですよ。だからちょっと、そんなに大きな車は現実的には通らないんですけれども、もう車が交差するのがいっぱいですよ。それで私有地を借りて退避をしていると。その間に、子供たちの通学が、そこは通るわけですから、線路から西側は。ですから、そういう面では、で、もう計画道路としての一応線引きは公表しているわけですから、もし実施するとすればかなりの面積が必要なわけで、実施しなくたって、あの道路は、もともと通学路として広げなくてはいけないわけですよ。ですから、それに向けて小規模な段階でも、条件が合えば、お金も当然必要になってくると思いますけれども、やはり手当てをして、用地を入手して、例えば片側半分だとしても入手して、その分きちんと整備して、そういう交差するところに使っていいわけじゃないですか。

それから、今言っているところの要するに商工会の前のいわゆる丁字路というか十字路です

よね。そこも、だって全く手つかずの状況なんですよ、あれから、中学校が新築されてから。それについて、何らかの手も打てていない状況じゃないですか。用買進んでいますか、進んでいないでしょう。じゃ、何をやるというんですか。そうしたら、都市計画そのものが、すべてのサボタージュになってしまうんですよ。それで、この間の委員会の視察のときもありましたけれども、やっぱり交通安全、先週もたしか大きな事故がありましたね、子供を巻き込む事故が。そういうものが現実には想定されているわけじゃありませんか。じゃ、それに対して、逆に都市計画道路と指定したがために、工事がおくれるということになっては、これは本末転倒だと思いますので、ですから、それはする、しないじゃなくて、その範囲内でできることは次々と、先ほどから同じ話なんですけれども、やはりきちんと計画的にやっていくということが大事だと思うんですが、それでも都市計画優先なのか、ちょっとその辺について確認したいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 都市計画道路の関係でございますけれども、現在、この範囲で整備を行うというような具体的なところは出てございませんが、今後、中学校前の通り等につきましては、具体的な状況を踏まえて検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

都市計画道路の整備としてではなくても、その範囲内でも順次整備を行うということで理解してよろしいですね。というのは、要するに面積要件とか施設要件というのが、都市計画道路というのは明確にあるでしょう。その範囲の、要するに施工はその範囲内であっても、今までよりも道路が拡張される、交通安全が優先される状況だったら、やるということの理解でよろしいかという確認です。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 具体的に事業費等の問題もございますので、財政と協議の中で、その辺の実施の方向性について検討させていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に移ります。8ページであります、老人福祉費の中で伺います。

臨時職員ということで、緊急通報の説明のための職員というようなご説明であったんですが、

これは、年度中途の予算としては大変わかりづらい説明であったわけでありますので、いま一度この内容についての細かい説明を受けたいと思います。

それから、次の生活管理指導短期宿泊事業ということで、これは補正ということであります。余り細かな内容はプライバシーにかかわると思いますので、いわゆる生活管理指導というのは、どのような内容が、事業と申しますか対象があるのかという一般論で結構でございますので、この事業の内容についてあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、緊急通報装置の入れかえ作業ということでございますが、当初予算でもご説明は差し上げたんですが、県内の消防署の施設が統廃合されて、夷隅・長生・安房地区が千葉の中央本部1カ所だけで受けるという形になりました。それに伴いまして、今まで緊急通報装置は、危険が迫ったときにボタンを押して、非常で伝えるというだけの簡単な装置を使って対応してきたわけですが、今度の統合の関係で、新しい緊急通報装置を設置するにあたりまして、4つの機能というものを備えた形のものを設置する予定でございます。

1つが、従来の緊急通報装置と同様、ボタンを押して非常を伝えるということでございます。通報によって情報センターからガードマン等に通じまして、通報のお宅へガードマンが参るというサービスが1つです。

それから、緊急情報通知といいまして、あらかじめ救急情報を、既往症等ですね、そういった状態を伝えておきますと、それによって対応できるというようなサービスも追加されてございます。

また、火災感知、建物の中に火災感知器を設置いたしまして、それによりまして、火災が発生した場合にも、緊急情報としてサービスセンターに入ります。

もう一つがライフリズムサービスといいまして、安否確認。トイレに、通常一番利用しますのがトイレだそうでございますので、そこにセンサーを設置いたしまして、1日1回トイレを使う、使わないというのがセンターのほうに情報として通知されますので、全く使われない状態ですと何かあったんだろうということで、センターからガードマンが現場へ急行するというような4つのサービスを持った緊急装置にかえるということでございます。老人世帯に何うわけでございますので、どうしても今、オレオレ詐欺とか、詐欺に引っかかることが非常に多くて、また、そういった装置を設置するにあたりまして、充分説明をしないと、ただ単に業者さんが伺ってもなかなかご理解いただけないだろうというようなことがございます。

設置に伴いまして、私どもも民生委員、あるいはこの作業を担当する職員を今回臨時でお願いいたしまして、この装置の内容、設置する場所の確認、救護所の位置、あるいはかぎの開閉など幾つかのプライバシーの問題もございますので、その辺を町の臨時職員を通じましてご利用者さんにご説明するというための説明員を予定しているわけでございます。

生活管理指導のほうでございますが、通常、そこのお宅で虐待とかが発生してご自宅にいられないというような方を保護して、施設への一時入所させたりする費用です。ここのところはそんなに多くはございませんけれども、事件がございましたので、緊急保護をするという形でございます。

あるいは、精神の方のヘルパー作業とか、ヘルパーを通して、お食事の介護をするとか、そういう経費も含まれております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 石井です。

臨時職員に関しましては、緊急通報の新たなシステムに入れかえということに関する説明要員だということによろしいわけですね。

ただいま説明がありました、いわゆる高齢者に対する見守り事業ということで今年度事業になっておった内容だということですが、これはたしか、私どもは教育民生常任委員会で昨年度、神奈川県横浜市のお互いさまねっと公田町団地ということを視察いたしました。ここは、たしか当時の説明を今思い出してみますと、厚生労働省のいわゆる実証実験といいましょうか、先端的な事業の採択を受けて、それでここのNPO法人が、その設備の運営をしていると。この内容が今、課長がおっしゃった、いわゆるコンピューターを中心としたさまざまな機器を宅内に配置をして、今おっしゃったものと全く同じような内容で運営をしておったかと思えます。

それでお聞きいたしますが、これは、対象者、対象世帯を何人ぐらいと、要するにどういう人を対象にするのかと。現在、緊急通報を設置していただけるお宅があるわけでありましてけれども。それから、もう一つは、使用者、住民負担は幾らになるのか、それから、お聞きしますと、この公田町のシステムも、要するにコンピューターを入れて大変大規模なものであったわけでありましてけれども、そうした施設費用その他、運営を含めて、それはどのようにされるのか、具体的なものがわかりましたら、あわせてご紹介いただきたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、まず、対象世帯ということでございますが、現在、

私どものほうで緊急通報装置を設置している世帯が250世帯ございます。9月から10月にかけて、民生委員をお願いいたしまして、今回の緊急通報装置を入れかえるという作業につきまして、その対象者、いわゆる高齢者世帯。ひとり暮らし高齢者、身体の障害の方の世帯というものを確認していただきましたところ、230件の新たな設置件数ということで、多少減ったのですけれども、亡くなった方等もいらっしゃいますので、現在230件の設置を予定しておりますところでございます。

住民負担ということでございますが、先ほど申し上げましたように、サービスも多岐に及んでいる上に、緊急通報ということでございますので、機械の確認のための使用料が1日10円発生するというところでございます。これは、機械が正常に働いているかどうかということで、それについてセンターのほうから確認の信号を送る費用が使用料としてかかるということでございます。

施設の経費ということでございますけれども、月当たり基本料金1,800円弱ぐらいではないかというところで調整をしております。結局多くのサービスが加わったことによりまして、従来の押すだけの装置から、多岐にわたった機能ということで費用が加算されるということになってございます。従来ですと119番通報だけだったものが、ガードマンが対応する、あるいは現地のほうへは、通常ですと警備業法で25分以内に到着ということがありますが、業者さんによっては、待機施設を近くに設けてありまして、恐らく町内ですと10分以内で緊急的に駆けつけられるだろうというような見込みをしております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

ちょっとよくわからないんで申しわけないんですけども、昨年、我々議会が視察したのは、施設管理をNPO法人が運営していたんですね。それで、先ほどから言っているわけですけども、これは、町が直接運営するわけですか。設置するわけですか。その辺がよくわからないんです。ですから、それで、その負担というのが1日10円ですか、そうすると年間約3,600円になりますか。アバウトでね。1,800円というのにかかるんですか、住民ですけども。ちょっとその辺を整理してわかるように説明して、それで、じゃ、町が全くお金とそれから情報です、要するに安否も含めた、それには、だれがやるかわからないんですけども、それも含めて、もう少し明確に説明していただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 失礼いたしました。

まず、これにつきましては、当初予算でも組んでございますように、委託費でございまして、業者委託という形でございます。6者のプレゼンテーションの中から、今1者を選定しているところでございます。NPO法人という形では、今のところ私のほうでは考えてございません。まず、業者委託をして状況を確認するというところでございます。

個人負担の関係でございしますが、その機械を設置いたしますと、先ほど申しましたように、機械が正常に動いているかどうかということの信号の関係で確認のために1日、センターから信号が来る通信料として10円かかります。これが個人負担の分でございます。機械自体の電池とか、ペンダント式で個人が付けているものがございます。本体のセンサーでセンターとの連絡関係、あるいはペンダントをつけまして、倒れたりなんかしたときは、押すと、通じるということになります。こちらのペンダントにつきましては、電池料につきまして無料といたしますか、月の私どもが委託している1件当たり1,785円の中で支払われるということでございます。

NPO法人ではなくて、当初予算どおり、業者のほうに委託をします。その業者が、先ほどの4つのサービスを行うということで、これにつきましてはの月の委託料が1件当たり1,785円かかるという見込みでございます。

それで、個人負担といたしましては、その機械が適正に動いているかどうかということで、1日10円かかるということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 少しずつわかってきましたけれども、いわゆる当初予算で、これは委託事業でやると。それで、現在、大体245件が緊急通報で、その方々が新しいシステムに移行すると。その移行するには、全く新しいシステム、私たちもこれの有効性はわかっているんですよ。わかって質問しているのですけれども、かえて、これがさまざまな効果を発揮するということはわかるわけですけれども、ただそれは、住民の方は初めてですので、設置方法、それから、今言ったいろいろな施設をどうするのか、お金がかかる問題だ、どうするかという説明に今回の補正予算を上程したいということがまず1点ね。はい。

それで、その約1,800円というのは、その業者へのこの事業の委託料で、要するに町が支払うもの、住民が直接的に払うわけじゃない。税金だから住民が払うのかもわかりませんね。まあ、こんがらがってしまいますからやめますけれども。

それで、そうしますと、ちょっと何回も申しわけないですけれども、そうすると、トータル

でこれは町事業で幾らぐらいなのかと。当初予算で上程してあるのでその金額を見ればいいの
でしょうけれども、改めてそれが幾らになるかというのを説明いただきたい。

それで、私がなぜNPOという話をしたかという、その前にもうちょっと、この1,800円
が高いか安いかということの判断はどうなのかということなんですけれども、類似の事業、こ
れは割と新しいシステムで、例えば、一般的には警備保障さんがこうしたことを提案している
ようですね。それをちょっと見ましたら、約4,000円前後ぐらいですか、3,000円から4,000円
台が、一般個人住宅へのこうした見守りサービスというのは、そういう定価で広告がありまし
た。それと比べると、町が、行政が直接契約をして、こうした見守り事業を展開するというの
は、アバウトで大体半額の負担で済むのかなと、私個人はそういうふうに思ったんだけど、
それでいいのかどうかというのはわからないので、ちょっとそれは確認をしたいと思います。

ですから、そういう面では、町が介在することによって、こうした住民の見守りサービスが
約半額の個人負担が実現できると。ただ、町が事業を、一般的にはだれでも申し込めるんだと
思うんですね。ところが、町は、さっき言ったとおり245人ということで、これは、これま
でも緊急通報というのは一定の要件が必要でしたよね。その辺があるので、それ以外の方が直
接的にこれに入れるのかどうかという、要するにこの要件については今までとおりのなかどう
か、簡単に言うと、結論とすると、そういうことについてどうなのかということ。

それから、さらに、NPOという話をしたのは、いわゆる私たちが見に行ったところは、N
POが事業の一つとしてこれを取り入れたわけです。それで、運営益でNPOを運営している
というか、同じことなんでしょうけれども。いわゆる、せっかくだったら、当初予算で言った、
事業費そのものが町の中に還流できれば、それは一つの、やっぱり外へ、多分これは、研究所
は多分町外でしょうから、そうすると、町外に出ていってしまう。補助かわかりませんが
も、事業体が町外だとすれば、このお金が丸ごと出ていってしまうわけですから、そのお金が
町内に還流できれば大きな経済効果があるのかなと思ったのですけれども。

ただ、これを調べてみると、この施設というのは相当な金額を投資した施設ですので、そう
すると、町内でもこの程度の人数では採算が合わないのかなと思ったわけでありませ
ぬ。いずれにしろ、福祉でも、できれば町内の住民や団体をうまく活用して、お金も町内
の中で動いていくというようなシステムづくりができればと思っておりますので、こ
ういう質問をさせていただきました。それで、答弁をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、要件でございますが、現在の設置条件といたしまして

は、高齢者のひとり暮らしの家庭、それから高齢者世帯、身体障害者の家庭という形でございます。要件の見直しというのは、現在のところまだ考えてございません。とりあえず初めてやる事業でございますので、成果的なものがどうなるのかというところです。啓発事業もしてまいります。老人クラブや広報への掲載、また、個々に会合に伺ったりというような形で、ご説明をしてまいります。設置にあたって、トイレですと、多少、ねじをつけたりして傷つけたりもしますので、中には、それは困るという方もいらっしゃるかもしれませんし、そういった意味では、事業形態を進めまして、今後の設置状況によりまして対応を考えてまいりたいと思います。

それから、先ほどの費用の関係でございますけれども、こちらにつきましては当初予算では2月、3月という形ですので、年間を通じて、費用を計算いたしますと約600万円ぐらいかかるのかなと考えております。

議員のお話のように、オプションサービスといいますか、通常ですと4,500円から5,000円という費用により、今申しあげましたサービスのほかに、子供さんたちが東京等にいた場合に、あるいは緊急に連絡する方にも携帯等に発信する機能もつけるとそのくらいの金額になると伺っております。

今後のお話といたしまして、日中独居、夜間独居、いろいろな生活の形の独居関係という方もいらっしゃいます。今後実施する上でのいろいろなオプションサービスとか、あるいは形態というものもある程度明確になってまいりますし、また、ご利用者さんのご意見も伺いながら、いろいろな多岐にわたる対応で見守り、安全対策というものが充実できればとは考えております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 長々とありがとうございました。これは、町民の皆さんからも今、40%を超えて独居の方も大変多い中で、大変要望が強い案件でございますので、ぜひ事業が固まった段階でも結構でございますので、議会に対して説明をする場を設けていただければ大変助かりますので、対応とっていただければと思います。

次に移りたいと思います。じん芥処理で、先ほども議論になりましたが、生ごみ処理、生ごみ減量化ということですが、1点だけ質問したいのは、いわゆる枝なんですね。庭等にある。これが、今見てもちょっとそれだけ丸めてわきに一緒に置いてあるのも見受けられるのですけれども、非常にやはり袋ですと出しにくい状況。将来的には、堆肥化とかチップですか、

そうしたものの対応を考えているということで、将来的にはいいのでしょうけれども、では、この間をどうしていくのかというのはやはり問題があると思いますが、それについて何か考えがあるのか伺いをしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 指定ごみ袋を導入してまだ1月、2月というところでございまして、現状では、今の袋を使った出し方で協力をお願いしてまいりたいと考えております。その他の出し方等、木枝のチップ化等、ほかの処理する方法がある程度具体的にとれるようであれば、それに合わせた回収の方法等についてもあわせて考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 生ごみということで、当座は袋で出していただきたいということですが、先般、ごみの出し方についての広報、チラシが配られましたけれども、あの中で、いわゆるボランティアのごみについては、その指定の袋に入れていただきたいというようなご説明だったでしょうか。

例えば、うちのほうの農村地帯では、いわゆる町道を共同で草刈りをしたりすることがあるわけですが、そうすると、とても、それを一つ一つ袋に入れるということでは難しいのでしょうか。その辺は、そういう大量の要するにボランティアでごみが出された場合、出るような状況、それから、こちらの海岸のほうもそうですよね。人一人、手でとるには袋に入るんでしょうけれども、それ以外のことも含めて、そうしたものについてはどういう対応とっていただけるのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 海岸等、ボランティアの皆様にごみを拾っていただくような場合には、その青い袋を用いて回収のほうをさせていただきたいと思っておりますけれども、例えば布施方面ですとか、大量に刈った草が発生してしまうようなところについては、個別に状況を確認して対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 石井です。

せっかく町民の皆さんがそうやって協力していただけるのでありますので、やっぱりその枠外としてきちんと対応とっていただきたいと思っております。了解いたしました。

それから、最後であります、教育費、学校管理費の中の修繕料、11節であります、そ

の辺について、もう一度詳しい内容を説明いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 9ページ、9款教育費、小学校費の学校管理費の需用費、修繕料につきましては、御宿小学校体育館のどんちょうの修繕と、あと消防施設の点検によりまして、消防ホースの耐圧試験の結果、10本のホースで水漏れがあったという指摘を受けましたので、こちらのほうを入れかえるための補正でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 消防ホースのほうは了解いたしました。

どんちょうの修理というのは、具体的にどういう内容なんですか。穴があいたりとか、そういうことなんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） どんちょうにつきましては、経年劣化によりまして、ワイヤー部分に不具合が発生しまして、開閉できないような状況になりましたので、修繕するものでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

私は、随分前でありますけれども、大原のある公共施設の大会に参加したことがあるんですけども、その大会の開催中なんですけど、体育館と同じような施設だったんですけど、後ろのどんちょうの棒が外れまして、物すごく大きい音がして落ちたんですよ。たまたまその下にはだれもいなかったから何の事故もなかったんですけども、大変冷やりとしたことですし、私は絶対あってはいけないことだと思うんですね。

そうしますと、じゃ、そのどんちょうの管理というのは、定期点検を含めてどのようにされているのかというのが大事だと思うんですよ。教育委員会は、学校以外も、公民館も同様な施設がありますよね。それも踏まえて、そうしたものがどのようにふだん点検・管理をされているのかについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 御宿小学校のどんちょうにつきましては、横開きのものでございまして、上にカーテンレールのようなものからどんちょうをつっている形態になっております。そのため、頭上にパイプのようなものがない形になっておりますので、上に引き上げていくようなものと違まして、定期点検は法的には義務づけられていない状況です。そのため、随時、

先生方が稼働状況を確認して使用しているという状態です。

なお、今回の改修では、使用時の安全を考慮しまして、今までウインチ式で開閉していたんですが、ロープによる手引きのもので開閉ができるような形のものに改修したところでございます。

あと、ほかの学校施設の安全点検につきましては、各教室の施設の安全確認担当者を決め、窓ガラスの状況や出入り口のドアの開閉の状況、またバスケットボール等の体育器具や遊具につきまして、月に1回、安全点検簿によりチェックを行い、修理が必要な箇所については、教頭等、全体の施設管理者へ報告して、学校で対応できるものについては学校で対応し、委員会へ報告し、予算措置が必要なものについては、委員会のほうに報告をしていただいで対応しております。

それから、公民館のどんちょうにつきましては、こちらは上に引き上げていくような形になりますので、2年に1回の法定点検をしております。直近では、24年2月に行いまして、照明器具そのものがちょっと故障している状態の、照明器具のほうに故障しているという報告と、あと、ワイヤーについても一部、経年劣化しているというような報告も受けておりますので、今後対応できればと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 学校はきちんと管理者がおって、1カ月ごとに点検をされているということですが、公民館は、その2年に1回の法定点検以外はどのような管理をしているんですか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 基本的に、目視での点検を行っております。上につられているものについては目視ですとか、あとは、どんちょうを上げ下げしてその状況を確認するというような形になります。

（石井議員「期間」と呼ぶ）

○教育課長（渡辺晴久君） 期間ですか。期間のほうは、使用する都度、随時行なっているものと認識しておりますが、確認はしておりません。すみません。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

消防などもそうなんですけれども、きちんと最低でも、2年間というのはやっぱり長いと思うんですね。今、課長みずからおっしゃったとり、例えばワイヤーについては経年変化がある

という指摘ももう既にされているわけでありまして、先ほどからもいろいろな施設の老朽化が、ほとんど同じ時期に御宿町では建てていますから、いろいろな意味で老朽化が進んでいるわけでありまして、これまではそういういわゆる業者に専門的に点検させるというのを主として安全の担保をしておったかと思いますが、やっぱり月1回とか一定の期間で、きちんと点検簿をつくって、みずから管理をするという体制にどうしても持っていかなざるを得ないんだと私は思うんですね。ですから、教育委員会関係はお仕事が大変だと思いますけれども、事故があったからでは全く遅いと思いますので、そういう危険なもの、それから、この間も公民館は、外のベランダのところのコンクリが破断して下に落ちるとかという物理的な問題も多々ありますので、今まで以上にそういう施設の管理というのは心砕いて、現実的な対応をとっていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） そのように、月1回等、学校とあわせたような形で点検簿をつくってチェックをするように指示していきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎動議の提出

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

御宿町町長選の日程変更について動議を提出いたします。

○議長（中村俊六郎君） ただいま、9番、瀧口義雄君から御宿町町長選挙の日程変更についての動議がありました。

立候補予定者であります石田町長と白鳥副議長については、退席願います。

（町長 石田義・君、副議長 白鳥時忠君 退場）

○議長（中村俊六郎君） この動議に賛成の議員は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 賛成多数です。

よって、会議規則第16条の規定により、動議は成立いたしました。

◎日程の追加について

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

◎動議の上程、説明、質疑

○議長（中村俊六郎君） 追加日程第1、御宿町町長選挙の日程変更についてを議題といたします。

氏原総務課長より説明を求めます。

氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） それでは、選挙期日についての説明機会をいただきましたので、御宿町長選挙執行予定日の変更についてご説明申し上げます。

御宿町選挙管理委員会では、12月23日に任期満了となります町長選挙を12月9日に予定しておりましたが、11月16日の衆議院解散により、衆議院議員総選挙期日が12月16日と決定されたことから、町長選挙を1週間おくらせて同日に開催することとなったわけであります。

選挙期日について協議経過をご説明したいと思います。

町選挙管理委員会では、町長選挙、議会議員選挙などについて、任期が到来するおおむね6カ月前に選挙期日の協議をいたします。選挙管理委員会の会議につきましては、通常、3月、6月、9月、12月の定時登録日に委員会を開催しており、今回は、6月2日開催の委員会において町長選挙の選挙予定日について協議を行いました。町長の任期が12月23日であること、

前回の町長選挙の日程が12月7日であったことや、12月定例議会の日程などを勘案し、協議の結果、12月9日を選挙予定日に、12月16日を選挙予備日ということで決定がされたところであります。

その後、9月2日の選挙管理委員会で詳細な日程が協議されました。国では、衆議院解散が話題となっている時期であり、衆議院総選挙などが行われる場合、再度協議ということで現在に至っております。

そのような中で、11月14日、国会におきまして、野田首相が衆議院を11月16日に解散する意向を表明されました。選挙管理委員長に報告をし、急遽、翌日の15日の4時から選挙管理委員会を開催いたしたところであります。また、その前に選挙事務を行います総務課におきまして、選挙事務遂行上、16日にすることが可能かどうかを協議いたしました。この協議の中では、事務担当としましては、既に12月9日で準備を進めており、これまで進めてきた準備作業をすべて再調整する必要があるが、現段階での移行は事務的には可能であるということでありました。

一方、職員数が限られている中、12月9日の町長選挙当日に衆議院期日前選挙を1週間ずれた状況で実施することは、9日の町長選挙当日、衆議院総選挙の期日前投票を執行することになることから、物理的に難しいことなどが事務作業としては懸念されるということでありました。

このように、移行は事務的には可能であるという確認をした中で、選挙管理委員会におきましては、議題は町長選挙の期日について協議をいたしました。解散がなされれば、衆議院議員選挙は4日告示、16日が選挙期日ということから、国の選挙日程と町長選挙の選挙日程の資料をもとに協議をいただきました。委員会の各委員からの意見は、高齢化の進んでいる中、12月という時期に2週にわたって投票所に行くことは有権者に負担になるということで、4名の委員総意により、有権者の便宜を考慮し、選挙期日を1週間ずらし16日にすることで決定したところであります。

しかし、国会におきましては、解散の条件が明示されており、15日の委員会の時点では解散は確定されておりましたので、報道発表のとおり、16日に解散がなされた時点で選挙期日を16日に改め、立候補予定者、有権者に対しプレス発表するなど有権者への周知を図ることといたしました。

16日に衆議院が解散となりまして、選挙管理委員長に報告をし、指示を仰ぎ、選挙管理委員に連絡の後、報道発表とあわせまして、立候補予定者へ周知を図りました。午後4時に防災

無線放送、また、同時刻、町ホームページにて有権者周知を実施したということが経過でございます。

今回の措置であります。公職選挙法上では、災害等の特例法ではなく、通常の選挙管理委員会の手続となります。異なる2つの選挙が期日を同じくして執行されるという選挙であります。

以上がこれまでの経過であります。もろもろかなり迫ってからの予定日の変更ということでお騒がせいたしました。そのようなことで、選挙管理委員会としましては、事故なく適正な選挙執行ができるように今取り組んでおるところでありますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

質問が10点ほどあります。その前に、防災無線でとか、5時15分じゃないですか。4時15分ですか。

（「4時15分です」と呼ぶ者あり）

○9番（瀧口義雄君） はい。そういう中で、まず、この防災無線を聞いて、多くの有権者が驚きを持って聞いたと思います。通常、選挙に立候補する場合は、数カ月前から投票日に向けてもろもろの準備をいたします。そして、選挙管理委員会の公表をもって、より綿密な計画を立てます。公職選挙法上で認められている準備を時系列的に行っていきます。例えば事務所の設置、ポスター、はがき等々の発注、選挙カーの手配、案内所、人員の手配等々多種にわたります。そのほかに、認められている活動があります。選管は、お知らせ版、ナンバー602号、6月10日で日程の報告がありました。それとナンバー610、10月10日の予定者の説明会を公表しております。それで進んでいます。そして、これは何より発表が告示17日前です。12月4日という中で、この突然の変更放送ですね。

御宿町4年間を託す大変重要な選挙です。常識ある選管の決定とは到底思えない。唐突で、乱暴で、不合理な変更だと思っています。行政機関において、特に選挙管理委員会は、中立で、公平で、透明で、正確性、そして迅速性が求められています。そして、何より大切なのは信頼性です。選管の公表をもって、予定者はそれを信じて事前準備をいたします。これは法的に認められております。予定ではあります。選管が正式に広報を使って発表している日程です。そして、事前説明を行っております。選管は、正規の会議を開いて開催し、議決した事案です。

通常の常識であれば異常な変更です。選管みずから決定した一番大切な日程を変更する要因がどこにあるのでしょうか。変更が許されるものは、大災害、3.11東日本のような災害、伝染病、テロなどが通常考えられます。

最近、私たちはこれと似たようなものを目の当たりにしています。大騒ぎになった田中 文部科学相の3大学不許可騒動です。文部科学省審議委員会数年に及ぶ指導・指摘を適正に実施して、目前でノーです。日本じゅうで、おかしい、変だ、異常だという大変なバッシングに遭い、不許可を撤回しました。例えて言えば、マラソン42.12を走り、ゴール寸前でアウトと言うのと同じです。

御宿町の場合は、選管が100メートル競走だと候補者を走らせて、告示17日前になって200メートル走に変えたと、これと全く同じです。これは候補者の心情を全く無視した不合理で不条理な変更です。田中大臣は、不許可を取り消し、3大学は認可になりました。省での負けが濃厚な話でした。

この話を私は千葉県選挙管理委員会に問い合わせしました。大変候補予定者のことを憂慮していました。憂慮しているというのは、それ以上は答えられない状態になっていたと。それは損害賠償と、そういうものが派生してくるということを言ったら、ノーとは言わなかった。ただ、裁判になる可能性があるから、もうそれ以上は答えられないという中で、質問は、まず、この予定変更に対して、立候補予定者に瑕疵・過誤があるのか、まずこれ1点。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 損害請求という話がありましたけれども……

（瀧口議員「 変更の余地があるかないか」と呼ぶ）

○総務課長（氏原憲二君） それは全く、これは選挙管理委員会の判断であります。期日の設定は、選挙管理委員会が行うと。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） じゃ、12月4日告示、9日執行、選管が公表したこの日程で選挙を執行できない要因があるのか。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 9日でも実施は可能ですけれども……

（瀧口議員「それができるかできないか」と呼ぶ）

○総務課長（氏原憲二君） 可能かどうか、一応総務課で協議をいたしました。それで、先ほども申し上げましたとおり、9日の町長選挙の当日、国会の衆議院議員総選挙の期日前の投票

所を設けて、それも事務管理をしていかななくてはいけないということは、この御宿町では物理的にはちょっと難しいと。これはもう鹿児島県の例があるんですけども、これはたまたまこのような事案がないかどうかというのを一応確認しております。

(瀧口議員「総務課長」と呼ぶ)

○総務課長(氏原憲二君) 答弁中ですので、ちょっとご説明させてください。

地方自治体の選挙期日を変更する例ということでいろいろ調べてみました。先ほど瀧口議員が言われたように、災害のときには特例でこれは変えられるということが可能なんです。しかしながら、今回のものについては、通常の公選法上の手続ということで、調べましたところ、鹿児島県の衆議院議員の補欠選挙、これが10月に行われております。薩摩川内市長選挙におきまして、10月21日に選挙予定でありました。これが、急遽、補欠選挙が28日、1週間ずれた期日に決定されたということで、御宿町と全く同じ状況で、事前説明も終わっていたという状況であったそうです。こういう事案が、まれでありますけれども、結構数はあるということでありました。

この中で、何か気をつけなくてはいけない点はあるのかという中では、有権者の皆さん方に変更がなされたということを速やかに周知を図ることが一番ポイントですよというようなことで、マスコミを通じて報道させていただいたという状況でございます。

○議長(中村俊六郎君) 9番、瀧口義雄君。

○9番(瀧口義雄君) そういう中で、全国の事例は1例だけだと。補選があつてやつたと。御宿と同じであるということですけども、この日程変更は、前からこの話が出ていたということは私も承知しております。

それでは、まず、この会議をだれが招集して、招集権は委員長だと承知してはいますけれども、だれがこの提案をしたのか。執行部なのか、選管なのか。それと、まず、それを聞きたいと思はいますけれども、この立候補予定者に、この変更があるということを事前説明でしてある、ダブルになる可能性があるという指摘をしましたか。本来、保険の契約でも、ぴっと渡して、これ全部読まなかったら、違反事項でも保険屋の罰則になると。これは裁判例ですからね。例えば土地の売買でも、司法書士が読み上げなかった1項があつて、それで欠落があつた場合と同じで、確かに、最初のお知らせには、日程は載っていますけれども、予定とは載っていません。これは、事前説明の場合は執行予定と入っていました。現実にこの説明会があつたときに、ダブルになる可能性があるし、予定の変更があるということを告知したのかと。いや、告知していないということを聞いています。これがまず1点です。

それと——では、今の質問に答えてください。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 選挙期日につきましては告示をもって確定いたします。それまでは、法律的には予定であるわけですね。ですから、選挙期日の予定という取り扱いになります。告示をもって選挙期日の確定となるわけでありますので、当然、事前説明会であるとか、住民の皆様方にそれを周知をすると混乱いたしますので、日程という形で出ささせていただいております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） いや、事前説明のときに、変更があるかというのをお知らせしたかということを行っているんですよ。予定だというのはみんな知っていますよ。ただ、あなたたちが、ダブルだってあるのを言ったのかということと、本来、選管はそういう形で発表した場合、ちょうど田中真紀子の例と同じですよ。それに基づいて執行してきたんですよ。それは後の話だけど。だれがこれを、ダブルを提唱したのか。執行部なのか、選管の役員なのか。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 先ほどとちょっと重複になると思われかもしれませんが、9月2日の選挙管理委員会のおきまして、既に衆議院が解散になるのではないかと、早期に解散というような話が出ておりました。ですから、その委員会の中でも、解散がなされた場合には、再度協議をするということでありました。今回は、14日のその報道を受けて、それですぐに委員長には連絡をいたしました。それで、このような状況の中でどうしますかと。急遽、委員会を開いてくれ、集めてくれということで、翌日招集したわけでありました。

その提案の仕方ではありますが、事務局から結論を、誘導するような、そういうことは一切しておりません。会議の資料としましては、町長選挙の日程、それから国の選挙の日程、日程だけをお示しした段階であります。それで、委員長のほうから、町長選挙の日程、それから国の選挙の日程について事務局から説明を願いたいということで説明をし、すぐ審議に入っております。そういう中で、事務局の意見を求められずに、委員の中から自発的にそれぞれ意見が述べられたという状況が今回の経過であります。4名の総意が、この冬の時期に、住民の皆様方が2週にわたって選挙に来ていただくことは忍びない。できるだけ負担を軽減すべきであるというのが趣旨でございました。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） さっきから事前説明でそんな話が、大事な話があったのに、告知した

のか、お知らせしたのかと。それに答えてないし、じゃ、委員会の中で、個人名は結構なんですけれども、委員会の中でこの変更が提案されたということによろしいんですね。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） そのとおりです。事務局の意見は求められておりません。

○9番（瀧口義雄君） 事前説明のときに、このダブルになるということをお知らせしたのか。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） その時点で、さまざまな想定はされますけれども、例えば、補欠選挙も想定されるわけでありまして。しかしながら、そういったものも混乱を招くということから、通常……

（瀧口議員「そうじゃなくて、 」と呼ぶ）

○総務課長（氏原憲二君） してはないと思います。ただ、予定日ということでは説明をしております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 大変な欠落だと思う。内部でしていたと。していた証拠なんかない。これは後で調査委員会をお願いするんですけれども、この重要な問題を、じゃ、予定日なら予定日わかっていますが、後になったら変更すると内部で話していて、事前説明会で説明していないと。

それで、僕の言っているのは、こちら側にいる人は、みんな選挙をやっている人だからわかると思うんですよ。17日前の変更がどういうことを起こすかと。有権者の便宜もわかります。そういう中で、じゃ、選管のどこの条項を持って変更したのかと。それと、この変更に関して、予定者ですよ、何ら過誤はないということで、これは選管の決定だと。通常、選挙の事前運動は選管も認めています。収支報告でわかるとおりです。予定とはいえ、選管が公式に発表したもとに事前準備をしたもので、変更になったことが原因で使用できなくなったもの、例えば日にち入りの案内状とか等々いろいろとあります。また、1週間延期になった経費、契約延長に伴う選挙カー、事務所リース代、光熱費等々、9日に執行可能である。特段の変更理由は私はないと思います。これは、選挙管理委員会が候補者に過誤がないという中で、事前に発表して認められたものだと。ちょうど田中真紀子と同じですよ。そういう中で、これは選管が費用負担をすべきだと思います。これがまず1点ね。

それに、なぜこういうことを言うかと。たまたま2人なんですけれども、1人が必ず町長になります。町長になった者が、自分の行政機関に倍賞訴訟を起こせるかと。起こせるわけない

よ。そうしたら相手も起こさないよ。これは、あなたたちが、勝手という言葉を使いますよ、勝手に広報で示したものを、何の理由もなく有権者の便宜という、この一点でやっているだけです。じゃ、立候補者の立場はどうなるんだ、権利はどうなるんだという中で、これは、町長選、可能性がある町議の補選、衆議院の小選挙区・比例、あと裁判官ですね、この5つを同時にやると。

御宿町はずっと、石井議員も言っていたが、後期高齢の町ですよ。混乱と間違いを起こします。何よりも、あなたが言っているように、選管の事務ですね。6事務所に何人配置したらいいんですか。その人数も足りないじゃないですか。開票をおくらせる。即日開票が原則ですよ。だれでも、どんな選挙でも、結果を早く知りたいと。ましてや4年間のこの御宿町を託す大変身近な選挙です。衆議院はこの国を任せる最重要選挙です。即日開票です。選管も結果を待っています。県の選管も。国もそうです。今回の選挙は、特に投票の混乱を避け、開票の正確性とスピードが求められています。それをわざわざ5つも重ねると。先ほど言った、有権者の便宜だけで、候補者の、立候補予定者の立場を全く無視している。それに向けて何ほどの準備をしてきたかと。それは、こちらにいる人は大体わかると思う。そちらは全くわからない。選管は全く素人。そういう中で、今回の選挙は、変更をやってはならない禁じ手をやったんですよ。確かにそういうことは可能かもしれない。

これは、もっと簡単な話をすれば、復興予算と同じですよ。10年間にわたる日本全国のあれが、増税を東北の被災地の復興ならやむを得ないという中で、年間1,000円の増税を認めている。そこに、法律の中に1項、全国の防災に使えると、この1項で、刑務所から、調理場から、国立競技場のひびから、北海道から沖縄まで使っている。これは違反ではない。

あなたたちがやったのも違反ではない、何でもない。それは相当やっている。ただ、これはやってはいけないことなんですよ。信頼性の置ける、一番御宿で、ほかの行政はどうのこうのじゃないんですよ、言えばいっぱいある。ただ、この選挙という大変重いものをやる中で、やってはいけない禁じ手、いけないんじゃないんですけれども、できるんだけれども、もうみずから発表してしまって、告示の17日前になっているんですよ。法律には、もしものときの補完条項が用意されていますよ。それを使っただけですよ。違法ではないけれども、通常使わない条項なんですよ。これを使ったということは、全く候補者の立場を、権利を無視したものだよ。1年間かけてやっているじゃないですか。あそこに座っていた人は、新聞のピラに日程まで入っているじゃないですか。案内状もみんな用意してあると。これは当然あなた、裁判とかそういうのじゃなくて、選管が補償すると、当たり前の話だ。

そういう中で、こんな禁じ手をやるような、これは禁じ手なんだよ。選管の委員を直近の議会に呼んで調査研究を、次、発議がありますから、それが可決された時点で、呼んで、調査研究をしていただきたい。これは議運の委員長と議長をお願いします。

そういう中で、これは全く候補者を無視した話だし、有権者もそうだし、多くの支援者がそれに向けて活動していると。そういう中で、有権者の便宜と、便宜じゃなくて、これは混乱を引き起こすんですよ。さんざん高齢者、多賀課長に聞けばわかると思う。どのくらい御宿に高齢者がいて、認知症がいて、あるいはそういう人がいる中で、5つの選挙ができるわけじゃないですか。普通なら、これが例えば同時だったら、ずらすよ、普通の選管なら。普通じゃないんだよ。何か思惑があるんだろう。そういう中で、全くこれは同意できない変更です。

それと、あなたは選管じゃないからね、書記長だということですけども、大変これは選挙をする身、また立候補する身、これが1カ月前なら、まあまあ何とか容認できましようよ。ところが、告示の17日前だよ。幾ら何でも、これは荒っぽい話ですよ。こんなもので御宿の町長が選ばれたら、あそこに座っていた人も、ここに座っている人もたまったもんじゃないですよ。全くこれは容認できない。

あと、リース、1週間繰り延べすれば、すべてのものをやり直さなければいけない。あなたたちの事務よりもっとひどいんだよ。8日から9日を目指して、関係者は休日もとる、いろいろな形でやりくりしてくる。これが全部狂ってしまうんだよ。それがどのくらいの影響があるかと。候補者は微妙なんだよ。ましてや1対1で選挙をやっている中で、こんなものを考えずに変更する選管の気が知れない。どういう協議をしたかということはここでは聞かん、決定したから。ただ、これは看過することはできない、選挙する身では、される身。それを、ましてや御宿の職員の数を見てくださいよ。施設だって、そういう形で事前に押さえてあったけど、それだってみんな変更がある。すべてをできるものをやらないと、復興予算と同じですよ。この条項があるから、さっき全国に1例あったと。それは選管も大変憂慮していた。それ以上は言わんけれども、相手のあることだから。

本来なら、決めたもの実行すべきだったんだよ。実行できない状況じゃないと本人も言っている。変更した理由が、有権者の便宜だと。これが変更の理由にあたるのか。おれが言っているように、大災害、伝染病、テロとか、執行できないものができたのなら、こちら側にいる人は納得する。ところが、それは、あなたたちの思いつきでこれを行っているだけだよ。当日、最低でも、予定者に知らせてやれば半額ぐらいになるかもしれないけれども、全くこれは弁解の余地がない。こんなものが選管だったら、選挙なんかできないよ、悪いけど。選管の書記長。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 何点かご意見をいただいておりますけれども、繰り返すことになりましてけれども、法的に申し上げますと、選挙期日を変更したわけではない、あくまでも12月9日は予定として決定されたものであります。選挙期日は……

（瀧口議員「議長」と呼ぶ）

○総務課長（氏原憲二君） すみません、答弁させていただきます。

選挙期日は、告示をもって初めて決定されるわけでありまして、ですから、その損害を賠償する義務は一切生じないというのが判断であります。

また、選挙運動期間につきましても5日間ということでありまして、選挙運動の準備ということでご意見がございましたが、準備につきましても、すべて内交渉となっております。これは、事前説明のときにも説明をしております。ですから、費用負担が発生するということはまず考えられないということでありまして。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 私は予定は承知していると言ったでしょう。じゃ、選管なんか開かないよ。全く予定だから賠償の責任はないよ。案内状も何も出せなくて、何で選挙やるんだ。事前運動じゃないんだよ。事前の準備は選管で認められているんだよ。それで、あなたたちの発表に基づいて事前の準備をしているんだよ。そこらのあんちゃん、おとつつあんが言ったんじゃないんだよ。正式に選管が決定して、予定とはいいながら決定して、それに基づいて選挙準備をしているんだよ。それは法的に認められているんだよ。僕は活動なんて言っていないよ。選挙の事前準備は法的に認められているんだよ。わかりますね。それを17日前に用意してしまった、これも予定だよ。ちょうど田中真紀子と同じじゃないか。権限は私にあるよ。文部科学省の指導をずっと数年にわたって受けてきて、建物を建てて、いろいろな準備をして、最後の認可は私にある、それとそっくり同じじゃないですか。責任が全くないよ。

それが法的に認められる、そんなものなら選管はやめたほうがいいよ。公表しているんだよ。それもペラじゃないんだ、御宿広報だよ、ネットにも載っているんだよ。これを普通信じゃないのなら、世の中で信じられるものは何もなくなるよ。だからバッシングを受けたんだよ。復興予算もバッシングを受けたんだよ。そんな逃げ口上をするから信頼関係がなくなるんだよ。これは御宿の一番大切な町長選なんだよ。それを安易に、有権者の便宜で変更するような選管があってはならない。それが大儀か。大儀なんかありゃしないよ。勝手な判断だよ。それも、候

補者に一回も説明していない。それが通ると思うのか。通るわけじゃないか。ふざけんのもいいかげんにしろっていうんだよ。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 事前運動について、基本的にはできないことになっているんです。細かくご説明しますと、選挙運動の準備として何ができるかということになりますと、例えば、出納責任者や運動員就任の内交渉なんですね。それで、例えば選挙の運動用はがきの文案をつくるであるとか、印刷の手配、はがきによる推薦依頼の内交渉ですね、すべて内交渉になるわけです。ですから、実施はできないわけですね。あくまでも告示をもって選挙は成立する、確定するんだということでご理解いただきたいと思います。

瀧口議員とはかなり見解の相違があるようですが、法的には、これは通常の手続ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それは、できない話をここで出しているのと同じだよ。じゃ、告示になって確定すると。告示のときに、印刷かけて、5日間で、じゃ、建物をリースできるのか、ポスターできるのか、案内状が、告示になってしか案内状はできないと、事前準備は認められていますからね。あなたたちの言っているのは全く信頼感、これは信頼関係が全くないじゃないですか。八百屋のバナナのたたき売りとわけ違うんだよ。御宿町の一番大切な選挙なんだよ。あなたはそれで世の中通ると思ってるの。予定は予定だけど、選管はそのために準備している。文部科学省のやつと同じだよ。それは、重大な変更があったら、認めても候補者はだれも文句を言わない。あなたの言っているのが、有権者の便宜を図るというのと、立候補者の微妙な立場を勘案していないじゃないか。一言も言っていないじゃないか。これは予定だ、予定だって、現実的に、こちら側の人みんなわかると思う。予定が確定になった例えば4日の日に、じゃ、印刷かけて、案内状して、当日にできるかと。あなたたちだって、選挙公報の話をしているじゃないか。選挙公報を当日受け付けてできるのか。

それと、もっと言えば、町長選は30万円ですか、50万円ですか、60万円ですか、供託があるでしょう。茂原市まで行かなければいけない。そういう事務的なできない条件を出すというのは、これはよく聞く話でしょう。できないものを提示する。

現実に選管は、こうやって手順を踏んで、会議を何回もやってきて、それで公表しているんだよ。それが予定だということは承知している。ただ、予定は、僕が言ったように、そういうもの以外変更がないと信頼関係の中で選挙準備をしてくる。それが予定だから、公的に補償は

しないと。変更したのはあなたたちだよ。できるものを変更したんだよ。4日に告示して、9日に投票ができないならしょうがないけれども、できるものを変更した責任はあなたたちにあるんだよ。だから、あなたたちが立候補者に、この今2人ですよ。使えなくなったもの、余分にかかる経費は、当然あなたたちが払うべきだよ。こんなのは一般常識で言えば当たり前。これが予定で逃げるのなら、あなたたちの言うこと、選管の言うことは、全くこれ以上信用できないよ。こういう想定もしていないじゃない。ただ単に、一緒にすれば年寄りが選挙1回で済むと。1回で済むのではないんだ。行ったら、今度は5回やらなければいけないんだよ。シンプルが一番いいんだよ。御宿の一番大切な人を選ぶ、これだけ1回できれば、逆な考えをすれば、5つになっているのを、町長選だけ別に切り離すような感覚が本来あってしかるべきなんだよ。全くやっていることが真逆なんだよ。何が利便性だっていうんだ。混乱とサエを招くだけだよ。それで、候補者に迷惑をかけていると、そんな感覚は全くない。あなた、答弁要らないよ。

ただ、これはあなたたちが変更した原因だ。これは予定だというんなら、何で事前説明のときに、そういう話が出ていたら一言でも言わないんだよ。保険でも、土地の取引でも、そういうことを言わないときは、予定と書いてある。1つは書いていない中で、一番重要案件、それをお知らせしなかったら、明らかにあなたたちのミスだよ。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 何度も繰り返すようになりますけれども、立候補予定者についても、現在のところは2名です。でも、理論上は、まだほかに出る可能性はあるわけですね。あわせて、もう一点は、事前運動の準備とありますけれども、これは、確かにポスターの作成については認められております。しかしながら、はがき等については、文案となっているんですね。ですから、そういったことで……

（瀧口議員「簡単に作成して出せるのかよ。考えろよ」と呼ぶ）

○総務課長（氏原憲二君） ですから、その辺が充分できるということで、検討の結果、やっております。

供託金等についても、出し直しをしなくていいと。選挙管理委員会の法務局への届け出で、何の手続も要らずに、9日のままの供託金で対応が可能というようなことも確認しております。

公選法におきましては、政治活動と選挙運動を理論的に区別しておるわけでありまして。「政治活動とは、政治上の目的を持って行われるすべての行為の中から、選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為を言う」ということですから、選挙運動と政治活動は分けられているという

ことをご理解いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） あなたに政治活動と選挙活動の講釈をここで受けなくても、あなたに説明できるよ。ただ、事前運動、あと選挙の事前準備、これはできるんだよ。あなたが言っているように、それじゃ、御宿のこれから立候補する人は、確定した日に印刷かけなければいけないよ。こんなことが現実にできるのか。車の手配だってそうだ。ウグイス嬢の手配だってそうだ。こんな非現実的なことをあなたは平然とやってのけている。それは、あなたたちは予定として発表しているんだよ。それを信じて、候補者たるものは準備するんだよ。これが金の請求云々じゃないんだよ。事前運動、これは違反だよ。ただ、それに向けて準備をしていくと。講演会の準備、いろいろとしていく。

じゃ、今、国会議員を見てみなさい。あれが事前運動じゃないんだよ。講演会活動なんだよ。そんなのは承知していますよ。ただ、あなたの言葉で言えば、4日になって印刷とかなんとかすべて手配しなければいけない状況だよ。こんなの現実的にできると思う人はいないよ。理論上できないことをやるというのは嫌がらせなんだよ。この金云々もあるし、候補者の立場もあるし、もろもろの中で、あなたが正当化しようとしたって、田中真紀子と復興財源と同じだよ。それは正しいかもしれないけれども、やってはいけないことをやったんだよ。それは、おれが言っているように禁じ手を使ったんだよ。あなたが幾ら反論しようとか何しようとか、1項入っている。ただ、全国で1例しかない、何十年とやっている選挙の中で。

ただ、御宿の場合は、17日前だよ。それで、あなたに言わせれば、事前にその話をしていると。じゃ、事前説明で、もしものことがあり得ると一言言っておけば、もっと違っていたかもしれない。そういう話もしない。これは予定だから、予定だから、未定だからと、こんな話で、御宿の一番大切な選挙をごちゃまぜにされるのは大変迷惑だよ。それも選管が、9日に執行できないのではないんだ、執行できるんだよ。執行して、シンプルにやって、死に票とか、間違いとか、そういうものを出さないようにするのが、高齢者の町の選管の務めだよ。当然だよ。

あなたが幾ら言いわけしても、田中真紀子と同じですよ。それは、絶対世の中認められない。世の中が予定で済むのなら、もう広報なんか出さないことだよ。当日呼んで、当日やればいいんだよ。あなたの言い方はそうだよ。4日は確定だと。例えば、4日の後は何日、12日か、11日か。それは確定だと言うんなら、当日にやって、当日に全部印刷から何からかければいいんだよ。そんなの間に合うわけじゃないか。印刷だって1週間、2週間かかるんだよ。

ポスターもかかる。ポスターもできると言っていたけれども、日にちの入った案内状も出さなければいけないんだよ。おとつあんとおっかさんで選挙をやるわけじゃないんだよ。多くの支援者があって、支援者に連絡もしなければいけない。これは当然の選挙上の活動ですよ。事前の活動ですよ。

○議長（中村俊六郎君） 瀧口議員……。

○9番（瀧口義雄君） そういうものを全く無視してやること自体が……

○議長（中村俊六郎君） 瀧口議員、簡潔にお願いします。

○9番（瀧口義雄君） だから、この選管の変更は異常だということ。

◎会議時間の延長

○議長（中村俊六郎君） もうすぐ午後5時になります。議事の都合により会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

○議長（中村俊六郎君） 総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 今回の改選にあたりましては、事務局といたしましても、事務的にそれが執行が可能なかどうか、それを判断いたしました。先ほどもちょっと触れましたけれども、これまでどおり4日の告示、9日の選挙ということになりますと、9日の選挙当日に、国政の衆議院総選挙の期日前投票を受け付けしなくてはならない、さらには国民投票も受け付けなくてはならないということになります。ですから、投票所が6カ所ではなくて7カ所、それも違う選挙を選挙管理委員会が管理しなくてはいけないということになります。それは物理的に非常に厳しい、事務的には非常に厳しいわけです。

先ほども九州の例を申し上げましたけれども、九州も同様な判断で同一日にしたということでもあります。1つは、町民の便宜を図る、もう一つは、事務上、一緒にすることが望ましいということで、物理的にそれは困難であったからということを書いていましたけれども、全く町もそのような見解であります。

そういうことで、ご理解のほうをよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これにて終了いたします。

石田町長と白鳥副議長の入場を許可します。

（町長 石田義・君、副議長 白鳥時忠君 入場）

○議長（中村俊六郎君） ここで10分間休憩します。

（午後 4時46分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時17分）

○議長（中村俊六郎君） この後、議員協議会を開きますので、暫時休憩します。

（午後 5時18分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 6時18分）

◎発議第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第11、発議第1号 御宿町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者、瀧口義雄君、登壇の上、提案理由の説明をお願いします。

（9番 瀧口義雄君 登壇）

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

発議第1号を読み上げ、提案をさせていただきます。

平成24年11月19日。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、瀧口義雄。

賛成者、御宿町議会議員、大地達夫。

御宿町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を、地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

(提案理由)

地方自治法の一部改正により、普通地方公共団体の議会は、本会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができるものとされたこと及び普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができるものとされたことに伴い、御宿町議会会議規則の一部を改正するものです。

改正内容は、別紙、改正文及び新旧対照表のとおり、第17条第1項及び第73条第2項は、法改正に伴う条文の移行であり、追加規定として提案理由で説明した内容の関係条文を、第14章及び第15章として、第117条から第123条を追加するものです。

附則として、この規則は、公布の日から施行します。ただし、第73条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の公布の日から起算して6月を超えない範囲において、政令で定める日から施行する。

以上のとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第12、発議第2号 御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者、瀧口義雄君、登壇の上、提案理由の説明を願います。

（9番 瀧口義雄君 登壇）

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

発議第2号を読み上げ、提案をさせていただきます。

平成24年11月19日。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、瀧口義雄。

賛成者、御宿町議会議員、大地達夫。

御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

(提案理由)

地方自治法の一部改正により、委員の選任方法や在任期間に関する規定が法から削られ、条例で定めるものとされたことに伴い、御宿町議会委員会条例の一部を改正するものです。

改正内容は、別紙、改正及び新旧対照表のとおり、提案理由で説明した内容の関係規定を第7条第1項から第3項として追加するものです。

附則として、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行します。

以上のとおりです。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第13、発議第3号 御宿町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者、瀧口義雄君、登壇の上、提案理由の説明をお願いします。

(9番 瀧口義雄君 登壇)

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

発議第3号を読み上げ、提案させていただきます。

平成24年11月19日。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、瀧口義雄。

賛成者、御宿町議会議員、大地達夫。

御宿町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について。

上記の議案を、地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の名称が政務活動費になり、交付の目的について、議会の議員の調査研究その他の活動に資するために改められ、政務活動費を充てることのできる経費の範囲についても条例で定めなければならないとされたことから、御宿町議会政務活動費の交付に関する条例を制定するものです。

なお、条例の制定に伴い、御宿町議会政務調査費の交付に関する条例は廃止いたします。

制定した条例は別紙のとおりです。提案理由で説明した内容の関係条文として、第2条で政務活動費を充てることのできる経費の範囲を規定し、別表にて経費の内容を示しています。今まで政務調査費の用途基準について規則で規定したものを政務活動費を充てることのできる経費の範囲として条例で規定するものです。

附則として、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行します。

御宿町議会政務調査費の交付に関する条例を廃止し、新条例の施行の日前に、廃止前の御宿町議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例によることとします。

以上のとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。発議者に幾つか質問がございます。

今般の一連の改定は、いわゆる地方自治法の改正に伴うものでありますというふうに理解しております。そしてまた、国会においては、今般の改正においては、全会一致でなかったとも

理解しております。

ただいま提案されました政務活動費であります。これは、なぜ今までの政務調査から政務活動と名称を変えたのか。それから、今、提案がございましたとおり、これは第4条でありますけれども、月額3,500円でありますね、本町議会は。そうしますと、この中で、今、会派、それから議員に交付する政務活動費に要する経費ということで、調査研究費から人件費ということで細目を条例で決めるという内容でございますが、活動量の多い議員につきましては、とくにこの3,500円を超えているというのが本町の実態ではないでしょうか。

そして、この政務調査費であります。これはさまざまな団体の議員の中で、この透明性に欠けるということで訴訟の対象にも上がっている事案が大変多いと聞いております。そういう面におきましては、透明性を高めることこそ、私は必要な処置ではないかと思っております。

今、提案を受けました第2条1項であります。ここに、ちょっと読み上げますと、「第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。」とこの条例はうたっておるわけでありまして、私は、この最後の「その他住民の」というところが非常に問題だと理解しているんですね。その前の部分、これだけでも充分だと思うんですね。

そういう面において、今般提案された第2条その他、要するに政務調査費から政務活動費に名前を変えた理由というのはどういうことなのかということと、第2条の、なぜこの「その他」という文言を入れたのかということについて説明いただければありがたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君

○9番（瀧口義雄君） 石井議員の質問にお答えします。

まず、ちょっと多くありますけれども、政務調査費の用途については、これまで、調査研究に加え、そのほかの活動として陳情、要請活動等、住民相談活動等が追加されたため、地方自治法の一部を改正する法律によって政務調査費から政務活動費へと名称変更されました。

それと、用途についてですけれども、政務活動費を充てることのできる経費の範囲は条例第2条に規定されています。また、別表1、別表2の会派及び議員に交付する政務活動費に関する経費の項目、内容について明記されております。

また、透明性を高めるために、「議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、収支報告書の提出に際し、必要に応じ調査を行う等、用途の透明性の確保に努める」という、この1項が入っております。そういう中で、その他という中で、政治活動の中で、よりまた違った形の活

動があり得るという中で、規定されたもののほかに、また特記したものが出てくる可能性がある中で使った場合は、議長が収支報告書を見て、それで透明性を高めて適正かどうか判断していくということです。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

発議第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 賛成多数です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第14、請願第4号 高山田鳥打戸堰漏水復旧工事に関する請願書についてを議題といたします。

請願第4号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、小川 征君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（8番 小川 征君 登壇）

○8番（小川 征君） 8番、小川。

請願第4号 高山田鳥打戸堰漏水復旧工事に関する請願書について。

住所、千葉県夷隅郡御宿町久保1337番地2、氏名、御宿中央水利組合長、松本文雄。

紹介議員、小川 征。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

請願理由ですけれども、高山田鳥打戸堰は、地域住民の防災ダムとして重要な施設であり、

堰堤の損壊により住民への被害が及ばないように、早期に安全を確保する必要があります。地域住民の安全確保を優先し、また、基幹産業である農業の経営安定に資するため、御宿町分担金条例第3条第1項のただし書きにより、負担軽減を図るよう強く要望し、意見書を提出するものです。

詳細内容は添付資料のとおりです。採択くださるようよろしくお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第4号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、請願第4号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

ただいま、提出者、小川 征君、賛成者、伊藤博明君、大地達夫君から、発議第4号高山田鳥打戸堰漏水復旧工事に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第4号の上程、説明、採決

○議長（中村俊六郎君） 発議第4号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（発議第4号の配付）

○議長（中村俊六郎君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 小川 征君、登壇の上、説明願います。

（8番 小川 征君 登壇）

○8番（小川 征君） 発議第4号。

平成24年11月19日。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、小川 征。

賛成者、御宿町議会議員、伊藤博明、大地達夫でございます。

高山田鳥打戸堰漏水復旧工事に関する意見書の提出について。

地方自治法第112条及び御宿町議会規則第14条の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので割愛させていただきます。

意見書につきましては、配付しました意見書案のとおりです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 発議第4号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号を直ちに採決いたします。

発議第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上で、今定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで石田町長よりあいさつがあります。

石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 平成24年第4回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会では、一部事務組合の規約改正に伴う協議1件と各会計補正予算案4件の計5議案のご審議をいただきましたが、いずれもご承認、ご決定いただきまして閉会の運びとなり、ここに御礼を申し上げる次第でございます。

早いもので今年も残すところ1月余りとなりました。今年、旧御宿高校跡地施設の購入を

初め、夏の暑い盛りではございましたが、中央高等学院への賃貸について、たび重なる会議にご出席をいただき、さまざまなご指摘、ご意見をいただきまして事業を進めることができました。

また、10月5日には、ドン・ロドリゴ長官の生誕地でございますテカマチャルコ市長参加のもと、絆記念日行事でございます追悼式を挙げる事ができました。

これらを初め、行政運営につきましては、議員各位、関係各位のご理解とご協力により、さまざまな事業を展開し、いずれも無事に終了することができました。ここに改めて深く感謝を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。これから寒さに向かってまいります。皆様方におかれましては、お体に充分お気をつけられ、穏やかに新しい年を迎えられますようご祈念を申し上げまして、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） どうもありがとうございました。

ここで、白鳥副議長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

白鳥君。

○12番（白鳥時忠君） 発言の許可をいただきありがとうございます。

12月16日執行予定の御宿町町長選挙に立候補するため、最後の議会となりますので、ごあいさつをさせていただきます。

平成15年10月2日から町議会議員に就任し、また、平成23年10月5日から副議長を仰せつかりました。この間、議会議員の皆様を初め、多くの方からのご指導、ご協力をいただき、精いっぱい務めることができました。この9年間の経験をこれからの町発展に生かしていきたいと思っております。

皆様には本当にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村俊六郎君） 白鳥副議長におかれましては、町政発展のためにご尽力をいただきまして誠にありがとうございました。今後ともご健勝で、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。長い間、ご苦労さまでした。

議員各位には、慎重審議いただき、また、議事運営につきましてもご協力いただきまして円滑な運営ができましたことを厚く御礼申し上げます。

12月には御宿町長選挙、また衆議院議員選挙も予定されております。年末年始を迎え、何

かとお忙しく、また本格的な冬の到来を前にして、議員各位におかれましては、健康に充分配慮され、つつがなく新年をお迎えくださいますようご祈念いたします。

以上で平成24年御宿町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。（拍手）

（午後 6時42分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 2月21日

議 長 中 村 俊 六 郎

署 名 議 員 土 井 茂 夫

署 名 議 員 伊 藤 博 明